

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和7年2月25日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者	議長 木野 広宣	副議長 富山 豪
	議員 柿原 一和	議員 桑澤 直亨
	議員 原田 悠嗣	議員 鈴木 明子
	議員 渡邊 勝巳	議員 寺門 勲
	議員 小池 正夫	議員 小宅 清史
	議員 大和田和男	議員 花島 進
	議員 寺門 厚	議員 萩谷 俊行
	議員 笹島 猛	議員 君嶋 寿男
	議員 遠藤 実	議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次 長 秋山雄一郎

次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光

副市長 玉川 明

総務部長 玉川 一雄

総務課長 篠原 広明

総務課長補佐 川勾 貴弘

産業部長 加藤 裕一

農政課長 石井 宇史

農政課長補佐 浜名 哲士

商工観光課長 岡本 哲也

商工観光課長補佐 水野 泰男

インターチェンジ周辺開発推進室 橋本 芳彦

消防長 堀江 正美

消防次長 寺門 薫

消防本部総務課課長 森田 伸一

消防本部副参事 檜村 重樹

西消防署長 柏村 孝博

会議に付した事件

（１）議会運営委員会委員長報告

・令和7年第1回定例会について

・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について

…委員長報告のとおりとする

（２）消防本部職員の飲酒運転による検挙について

…執行部より説明あり

（３）瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針に係るスケジュールの見直し及び進捗状況等

について

…執行部より説明あり

(4) 那珂市農業振興地域整備計画変更の基本方針について

…執行部より説明あり

(5) 那珂市「道の駅」基本設計における市民説明会及びパブリックコメントの結果について

…執行部より説明あり

(6) 委員長報告

・総務生活常任委員会

…委員長報告のとおりとする

(7) その他

・補正予算について

・令和7年度当初予算について

…事務局より説明あり

開会（午前10時02分）

事務局長 それでは、皆さん、おはようございます。

定刻を過ぎてしまいましたけれども、ただいまより全員協議会のほうを開会させていただきます。

本日は換気のため廊下側のドアを開放して行いますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いします。

議長 改めまして、おはようございます。

早いもので、去年の改選から1年がたちました。議員の皆様も、この1年間大変お世話になり、ありがとうございました。

また、来週より令和7年第1回定例会を行います。

本日の全員協議会、案件ございますので、慎重な審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

事務局長 それでは、この後の進行は議長にお願いします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮願います。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので、挨拶をお願いいたします。

市長 皆様、おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、ご報告となります。

既に市議会議員の皆様にはお知らせをしてございますが、さる2月9日、消防本部西消防署に勤務する職員が水戸市千波町内において飲酒運転により検挙されるという事案がございました。このたびの事案に関しまして、議員の皆様にはご心配をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

市職員全体へ公務員規律の遵守を指導する中で、交通法規遵守並びに飲酒運転は絶対に行わないように指導を徹底してきたところでございますが、今回、そのような中での事案となり、事態を大変重く受け止めております。改めて市職員全体への再発防止の指導を図るとともに、交通法規の遵守を徹底するよう努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りたく、お願いを申し上げます。

それでは、本日の全員協議会でございますが、ただいまおわび申し上げました消防本部職員の飲酒運転による検挙についてを含む4件につきましてご説明させていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、大和田委員長より報告をお願いします。

大和田議員 それでは、先ほど開催いたしました議会運営委員会の結果につきましてご報告をいたします。

議会第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、令和7年第1回定例会について等を審議をいたしました。

本日の議会運営委員会、全員協議会共通の資料をご覧ください。

提出予定議案は、一覧をご覧のとおり、条例の一部改正や補正予算、新年度予算などの議案が30件です。いずれも第1回定例会中に上程し、資料4ページの委員会付託表（案）のとおり、各常任委員会に付託し審議することに決定いたしました。

また、資料3ページにありますとおり、本日の全員協議会での協議、報告案件は4件あります。

次に、請願・陳情でございますが、今回請願が3件、陳情が3件提出されました。申し合わせ内規に基づき、取扱いについては、資料6ページの請願陳情文書表（案）のとおり決定をいたしました。7ページ以降に資料を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、一般質問は13名の議員から通告がありました。通告内容及び予定時間につきましては、資料の21ページから通告順を記載してございます。先ほどの議会運営委員会で抽せんを行い、別紙一般質問順番表のとおり順番を決定いたしました。

第1回定例会においては、一般質問の日程を3日間とし、3月6日、鈴木議員から渡邊議員までの6名、3月7日、私、大和田から寺門厚議員までの5名、3月10日は原田議員と榊原議員の2名で実施することを決定いたしました。

以上の決定事項により、定例会の会期日程（案）は別紙のとおり、3月4日から3月21日までの18日間とすべきものと決定いたしました。

議案質疑、討論の通告につきましては、会期日程（案）をご覧の上、通告される場合は遺漏のないようお願いいたします。

また、28ページのとおり、今回の一般質問の通告内容につきまして、一般質問重複事項のとおり、重複している内容がございます。該当する方は申し合わせ内規に基づき、質問者間で調整をお願いいたします。

次に、会期日程（案）の初日に記載しております茨城県後期高齢者医療広域連合議会一般選挙についてです。このたび、任期満了に伴いまして、那珂市議会から選出議員を選挙するものです。慣例により、教育厚生常任委員長の寺門厚議員を選出することといたしました。定例会初日に選挙第1号として上程し、指名推選により採決を行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、さる2月12日、議会運営委員会を開催いたしました。1月30日に議会ハラスメント防止条例の制定について、委員会等のライブ配信について、石岡市議会を訪問し、研修を行いました。

条例策定の経緯は、執行部が市職員に実施したハラスメントアンケート結果が議会に報告され、議員からの被害を訴える内容が含まれていたからとのことです。その後、議会向けハラスメント研修を実施し、議会運営委員会で議会ハラスメント防止条例を制定してはとの提案があり、協議を重ね、議会運営委員会提出議案として提出し、全会一致で可決となったとのことです。

議会運営委員会では、ハラスメント防止条例制定の必要性を確認し、さらにアンケート調査の必要性等の調査研究を重ね、議員勉強会を開催し、引き続き協議をしてまいりたいと思います。

委員会等のライブ配信については、石岡市議会では、議論の充実や活性化を考えて、ライブ配信、録画配信とも行っていないとのことでした。先日、横手市を訪問した際も、そのような内容でございました。

次に、議場等への飲料水の持込みを認めるかについても協議を行いました。結果、議員、執行部ともマイボトルでの飲料水の持ち込み、そして飲料を可といたします。なお、傍聴席については、傍聴規則とも併せて今後も協議していくことに決定をいたしました。

そして、那珂市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について協議を行いました。詳細はこの後事務局から説明があります。修正等の要望がありましたら、3月7日までに事務局まで申し出ていただきますようお願いいたします。

なお、3月定例会最終日に議会運営委員会から発議で提出する予定になります。

以上、ご報告いたします。

議長 続いて、事務局より補足説明があります。

次長補佐 共通資料のほうの33ページのほうをお願いします。

那珂市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明のほうをさせていただきます。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律、こちらが令和7年6月1日から施行されることとなります。改正法の内容としましては、「懲役」及び「禁固」を廃止しまして、これらに代えまして「拘禁刑」を増設する内容となっております。那珂市議会の個人情報の保護に関する条例中、「懲役」、「禁固」というものがありますので、こちらを「拘禁刑」に改める等の改正の必要が生じたことから、条例の改正を行うものです。

34ページ以降につきまして、新旧対照表がありますので、ご確認のほうをお願いしたいと思います。

説明は以上です。

議長 議会運営委員長の説明が終わりました。確認したいことはございますか。

遠藤議員 今の委員長のご報告の中で、常任委員会の映像による公開はやらないというふうな決定なのですかね。

大和田議員 議会運営委員会の内容では、今後も調査研究をしていくという内容です。

遠藤議員 であれば、お願いします。何か今の報告では、より議論を充実させるためにやらないみたいな雰囲気があったものですから、これはちょっと別だろうと。やっぱりやったほうがいいだろう。市民の皆さんは、例えば本会議ではある程度結果しか分からない。ただ、そこに至るまでにどういう議論があったかというのは、やっぱりあからさまにする必要もある意味あるかなとは思っていて、ただ、一方で、プライバシーとか不規則発言は、これはやっぱり気をつけなきゃいけないと思いますので、ライブ配信までの必要があるかどうかは別として、やっぱりそれは公開したほうがいいと僕は思っておりますので、引き続き議論のほうをお願いしたいと思います。

議長 よろしいですか。

(なし)

議長 この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時15分）

再開（午前10時16分）

議長 再開いたします。

続きまして、消防本部職員の飲酒運転による検挙について、執行部より説明願います。

消防長 おはようございます。消防本部です。

西消防職員が道路交通法違反により飲酒運転で茨城県警察機動隊に検挙されました。木野議長、富山副議長、議員の皆様、大変ご迷惑をおかけいたしました。心より大変申し訳なく、おわび申し上げます。どうも申し訳ありません。

着座にて失礼します。

消防本部総務課長 消防本部総務課課長の森田です。ほか関係職員3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、消防本部職員の飲酒運転による検挙についてをご覧ください。

令和7年2月9日日曜、午前2時50分頃、消防本部西消防署に勤務する職員が水戸市千波町地内において飲酒運転により検挙されたことについて報告します。

1、発生日時、令和7年2月9日日曜、午前2時50分頃。

2、発生場所、水戸市千波町地内。

3、発生状況、消防本部西消防署に勤務する職員が、2月8日土曜、午後6時頃から2月9日日曜、午前2時頃まで水戸市内の飲食店において友人2名と計3名で飲食しております。ビールの中ジョッキ2杯、ビールの大ジョッキ1杯、カクテル等を飲酒したことを本人から聴取しております。その後、友人を送るために車を運転し、午前2時50分頃に水戸市千波町地内において茨城県警交通機動隊に飲酒運転で検挙されております。検挙時呼気アルコール濃度、呼気1リットル当たり0.31ミリグラムであった。この職員は、令和7年2月14日、茨城県警交通機動センターにおいて検挙時の詳細な内容を再度事情聴取を受けまして、調書を作成しております。その後、検察庁に書類送検されまして、行政処分、罰則等の処分が裁判所のほうから科せられるまで、およそ1週間以上、1か月くらいかかる見込みであると聞いております。

4、再発防止対策、今回の事案は、市民の信用と信頼を失う社会的影響の大きなことであることを消防組織全体として重く受け止め、危機感を共有し、職員一人一人が消防職員として自らの立場を自覚するとともに、今後絶対に飲酒運転をしない、させない、許さないことを組織の決意とし、規範意識の醸成を図ります。

再発防止対策は、徹底した教育と厳しい規制を組み合わせることが重要であり、安全運転、交通事故防止、飲酒運転防止に関する教養や研修を定期的の実施するとともに、懲戒処分、行政処分、罰則等についても理解を深めます。

また、職員による家庭生活上の影響の大きさを周知徹底するなどして、職員の飲酒運転、交通違反を抑止していきたいと考えております。

加えてご説明いたします。職員の処分については、那珂市総務部総務課が事務局となりますが、那珂市職員分限懲戒処分等審査委員会において処分量定が決定されます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。質疑、ご意見はございますか。

寺門勲議員 私のほうから3点お伺いいたします。

まず初めに、今回飲酒運転ということでなっておりますが、酒気帯び運転だったのか、それとも酒酔い運転だったのか、まず1点伺います。

消防本部総務課長 お答えします。

2月9日検挙されたときの状況から、職員に聴取した内容から判断し、裁判所のほうからの罰則関係ですか、こちらはまだ科せられていけませんので正式なことは言えないんですが、職員の状況から、聞いた状況から判断しますと、アルコール濃度が0.31ミリグラム呼気濃度がありまして、その際に警察の取調べの中で、白線の上を歩くとか、いろいろなことをさせられたんですね。そのときはしっかり歩けている。警察とのやり取りもしっかりと意識がして、受け答えができているということで、酒酔い運転の可能性はかなり低いと思われます。酒気帯び運転のほうで検挙され、今後罰則等が科せられる可能性が大であると思われます。

以上となります。

寺門勲議員 分かりました。

次、2点目でございます。消防署の職員に対して、日頃からアルコールチェックが行われているのか伺います。

消防本部総務課長 お答えします。消防職員のアルコールチェックに関してお答えします。

現在の消防のほうでは、那珂市総務部総務課のほうからアルコールチェックの機械等を貸与されまして、毎朝検査をしております。令和4年から道路交通法の改正がありまして、義務づけられております。消防本部としては、ある程度遡った平成31年の頃からアルコールチェックは実施しております。

以上でございます。

寺門勲議員 最後の質問をさせていただきます。2月7日と2月9日のこの今回の対象の職員の勤務状態をお伺いいたします。

消防本部総務課長 お答えします。今回検挙された職員の勤務状況についてお答えします。

2月7日金曜日は、当番ということで、朝8時半から西消防署のほうに勤務に就いております。当番ということで、24時間勤務になりますんで、2月8日の朝8時半までの勤務になります。8時半に勤務が終了しまして、自宅のほうに戻っております。9日は非番という形になります。

検挙された2月9日に関しては、8時半から週休という形になりまして、勤務を要さない日、公休日となります。それが9日、10日と続いております。

以上です。

寺門勲議員 分かりました。ありがとうございました。

議長 ほかがございますか。

花島議員 報告によると、友人2人を送るということだと書いてあるんですが、この友人は、これはまずいとか、止めるとか、送ってもらう必要がないとか、そういうやり取りはあったんでしょうか。

消防本部総務課長 お答えします。

友人のほうに関しては、今時点で把握できることで答えます。車を運転する前、カラオケ屋で少し体を休めていたらしいんで、友人の方たちが寝てしまったということで、そこら辺の詳細はちょっとはっきりしない部分があるんですが、うちの職員がその友人を送っていくという形になったとは聞いております。その辺の言葉のやり取りに関しては、ちょっと今後の処分のことがありますんで、ちょっとお答え出来ない部分がありまして、申し訳ありません。

以上でございます。

花島議員 友人2人というのは、市の職員ではないことですか。

消防本部総務課長 お答えします。

この友人に関しては、専門学校時代の友人ということは聞いております。那珂市の職員とかそういったことはありません。

以上です。

議長 よろしいですか。

君嶋議員 すみません、何点かお聞きします。

先ほど課長からお話がありましたご本人の飲酒、ビール中ジョッキと大ジョッキと、あと酎ハイを飲んだということで、それで今回飲酒運転で検挙されたということですが、その中で、先日警察のほうで直線を歩いてみて、そこは大丈夫だった。言葉もきちんと対応できたということで、酒気帯びぐらいかなという話ですが、結果的にアルコールの濃度がきちっと出ている場合に、そこを酒気帯びなのか、もう飲んだのは事実ですから、やはりそこで本来ならば代行という運転業務の会社があるわけですから、そっちを利用しなかったのか、なぜその辺は確認されたのかお伺いいたします。

消防本部総務課長 お答えします。

今、議員のほうからありましたように、もうお酒を飲んでいるということですので、代行を手配するとか、安全キーパーを手配するとか、そういったことはもう当たり前のことだと思います。

職員のほう、この日は本来、JR水郡線を利用して行く予定だったらしいです。ですが、ちょっと寝過ごしてしまって、結果的に車で行くというような、もうその辺から間違いが始まっていたというのはあるんですが、結果的に、代行というのも頭にはあったらし

いんですが、結果的に車を運転してしまったということで、誠に残念なことで、そういったことは聞いております。

君嶋議員 やはりそうですね。お酒、もうビール1杯でも何でもアルコールを口にしたらば、もう代行というのは、これ、もう決まっているというか、運転しないのが第一ですから、そこはきちんと指導していただくということは、しているでしょうけれども、そういうことが起きないようにはしていただきたいと思います。

議長 よろしいですか。

笹島議員 昔だったら許されたことが、今現在は許されない。私も結構酒飲みに行っていますけれども、もう今、自転車でも、もう非常に捕まるんですよ。もう今は歩きか代行か。そういう、もう私も意識していますんですけども、これ、あれですか。私がこういうのを言うのは何ですけども、上司としてどのような指導を常日頃しているんですかね。私が言うのも何ですが。

消防本部総務課長 お答えします。

先ほどもちょっと再発防止対策ということでちょっと話したんですが、今、具体的に消防本部のほうで再発防止対策取っております。そちらのほうでちょっとお話しさせていただきます。

まず、この検挙があってから、2月10日、各所属の所属長のほうから注意喚起を促しております。

その後、2月13日、消防職員ということで、全職員に対して飲酒運転防止の訓示を行っております。

あと、今、職場内のほうには、やはり飲酒運転を根絶するという意識を高めようということで、那珂警察署のほうからポスターを頂きまして、各所属に貼り出して、飲酒運転防止ということで、まずスタートとして配っております。

あと、3月、飲酒運転事故防止の研修を予定しております。ただ、この研修に関しては、まだ準備している段階で、実施方向ということで予定しております。

そのほか、今回うちの職員が飲酒運転ということで検挙されたことに関しては、かなり組織としても重く受け止めておりますので、本当に関係法令とか、那珂市の懲罰に関する規程とか、そういったまず認識して、飲酒運転を根絶しようという方向で考えております。

以上でございます。

笹島議員 昔だったら罰金とかそういうことで済まされたんですけども、今はもう公務員でもそうですけれども、もう今、こういうこと、酒を飲んだだけで、捕まっただけでも、もう会社とか、こういう職場をもう首になるよというところまで行っていますよね。

ですから、そのくらいもう言うておかないと、知らせておかないと、大変なことになると思うんですよ。じゃないと、もう事故を起こして相手を死なせたりなんかしとった

ら、本当にどうしようもないことになりますので、今、そういうことで、非常に酒について、お酒を飲むことについて、非常にもう市民の、それからいろいろな状況も厳しい目になっていますので、そういうところをよろしくお願いいたします。

以上です。

小宅議員 笹島議員がおっしゃることはそうだと思うんですけども、本人若いですし、社会的制裁も大分受けているでしょうし、本人もおそらく相当反省されているんだと思うんです。これは私が言うことじゃないかもしれないですけども、寛大な処分をというふうには思うんで、厳しくとおっしゃっていましたが、私は少し寛大に見てあげてもいいんじゃないかな。それ、内規でやられるんでしょうから、ただの意見でございます。

渡邊議員 すみません、今、小宅議員のほうで寛大なお話があったんですけども、分限条例の中、規則の中で、飲酒運転、酒酔い運転、酒気帯び運転は免職とあるわけです。飲酒運転自体は過失とかあり得ないと思うんですよ。完全に故意ですから。その辺はきちんと厳格に始末しなければ、これはまずいなど。私の意見です。

小宅議員 確かに内規はあると思うんです。それ、内規に照らすとあるんですけども、裁判でもそうですけども、情状というのは何にでもありますので、その考慮する部分があるのであれば、そこは考慮していただきたいと。

議長 よろしいですね。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

消防長 すみません、追加でご報告になるんですけども、消防本部におきまして、現在、ハラスメントについての調査している案件がございます。これ、昨年上申されました内容でございまして、現在進行形でございます。

詳細につきましては、処分のほうが決まり次第、ご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上になります。

議長 分かりました。

以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時33分）

再開（午前10時34分）

議長 再開いたします。

続きまして、瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針に係るスケジュールの見直し及び進捗状況について、執行部より説明願います。

総務課長 総務課長の篠原です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

ます。

それでは、瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針に係るスケジュールの見直し及び進捗状況等についてをご説明をいたします。

瓜連支所組織配置再編に関する基本方針につきましては、令和6年3月に策定したところでございますけれども、現状を踏まえまして、スケジュールの見直しを行いました。その見直しの内容や各種取組の進捗状況、今後の予定についてご報告するものでございます。

1. 基本方針スケジュールの主な見直しでございます。

中央公民館の長寿命化及び行政事務室化に伴う設計内容の精査について、十分な時間を確保する必要があるという状況であることから、基本方針のスケジュールを見直しました。上下に表がございますが、上は現在公表しているもの、下が今回現状を踏まえて見直したものでございます。

具体的には、まず①中央公民館の改修工事でございますが、令和8年度から改修工事をする予定だったところ、令和10年度から改修する方針に見直し行いました。

また、その見直しに伴い、③上下水道部と教育委員会の中央公民館への移設時期を令和11年度から令和12年度の供用開始予定と、1年の後ろ倒しで見直しを行いました。

この後ろ倒しにつきましては、中央公民館の在り方や瓜連支所の在り方について、現在も検討を進めているところでございますけれども、公共施設マネジメント計画の見直し、あるいは議会からもご指摘をいただいているという状況を鑑みまして、総合的により丁寧かつ慎重に進める必要があることから、十分な時間を確保して検討していくためにスケジュールを見直しまして、後ろ倒しに変更して検討していくものでございます。

次に、2ページをお願いします。

2. 各種取組の進捗状況と今後の予定でございます。

まず、(1)中央公民館の長寿命化大規模改修、行政事務室への改修と上下水道部、教育委員会の移設の2件に関することです。

アの基本方針抜粋は、令和6年3月に策定した基本方針について、修正が必要な箇所を抜粋したものでございます。

基本方針の2では、中央公民館建屋を改修し、瓜連支所に配置している上下水道部と教育委員会の行政事務室を移設するとしておりますが、その下のポツにありますとおり、スケジュールの見直しに伴い、1ページでご説明した内容を反映させまして、赤字で見え消した年次のとおり、後ろ倒しの修正をしております。

次に、イの進捗状況です。

各課の総括が委員となる行政組織機構検討委員会において、中央公民館へ上下水道部と教育委員会を配置した場合の課題を洗い出し、それに対する対応方針を整理しました。

結果としましては、会議室等の貸し室のスペースは少なくなるものの、事務スペースと

して必要な面積は確保することができ、物理的に4課が中央公民館内に配置できるということが確認できました。

ウの今後の予定です。

これまでの調査結果、検討結果を踏まえ、上下水道部、教育委員会を中央公民館に配置するよりも、市民にとって利便性やサービスの向上につながるような配置課がないか、引き続き検討をしてまいります。

その下には見直し後の年次のスケジュールを記載しておりますけれども、令和8年度に基本設計を、令和9年度に実施設計をした後に、令和10年、11年で改修工事を行い、令和12年度に上下水道部、教育委員会を移設するスケジュールとしてございます。

続きまして、(2)公民館とコミュニティセンターとの類似用途の整理に関するところでございます。

基本方針では、方針1に該当するもので、公民館とコミュニティセンターとの類似用途を整理し、中央公民館の改修に併せて市役所分庁舎としての用途を追加するという内容でございます。

資料に記載はございませんけれども、公民館とコミセンでは、設置主体や根拠法令などの違いがございますけれども、施設の機能という視点で見れば、地域住民の学びや交流の場としては類似した施設でございます。

現状、各施設の貸し館等の平均稼働率は、中央公民館、コミセンともに25%程度でございまして、公共施設マネジメントという観点からも、貸し室について統合したり、あるいはコミセンへ機能を集約し、公民館を中心に行ってきた活動は各コミセンへ移行していただくなど、効率的な施設利用を図ろうとしているものでございます。

資料、方針1の四角く囲んだ下のポツになりますけれども、令和7年度末から令和9年度末に移行期間を修正いたしまして、公民館を利用されている団体の皆様が各コミセンで同じように活動を継続できるのかを確認するとしております。

3ページをお願いいたします。

その進捗状況でございます。

ただいまご説明しました公民館を利用されている団体等への対応としまして、9月に公民館定期利用団体への46団体に対して、中央公民館の大規模改修により活動場所の各コミセンへの移行を検討していただくため、今後の活動に関する説明会を実施しました。

また、今後の活動場所などの調整、協議に役立てるため、各活動場所をコミセンに移行することは可能か、何か支障はあるかなどの活動実態アンケート調査を実施いたしました。

その結果や各団体からの意見を踏まえまして、移行後の活動場所となる各コミセンの案を市から各団体に提案して、協議しながら進めていく予定でございましたけれども、このたびのスケジュールの見直しに伴いまして、各団体との調整協議は次年度以降に改め

て進めていく考えでございます。

次に、ウの今後の予定です。

公民館の改修スケジュールの見直しに伴い、各コミセンへ移行した本格活動のスケジュールも見直すことについて、中央公民館運営審議会には明日2月26日に、また定期利用団体には、その後、本年度中に説明をまいりますが、具体的な活動場所、調整、協議は改めて次年度以降、丁寧に進めていくということは先ほどご説明したとおりでございます。

次に、（３）瓜連支所庁舎、分庁舎の今後の在り方検討に関することでございます。

基本方針では、方針４に該当するもので、瓜連支所庁舎、分庁舎を含む今後の在り方を検討するものでございます。

こちらも下のポツにありますとおり、スケジュールの見直しに伴いまして、１年の後ろ倒しの予定としてございます。

次に、イの進捗状況でございます。

市のまちづくりの基本となる総合計画をはじめとした各種計画と整合性を図りながら、パブコメでいただいた利活用案について、現用途である市街化調整区域での実現可能性の法的整理を進めました。

また、利活用検討における実施項目や想定スケジュールなどを整理いたしました。

さらに、市民代表や有識者と共に瓜連支所の在り方を検討していく検討委員会の設置に向け、その構成や選考方法について、瓜連地区まちづくり委員会と意見交換を重ねてまいりました。

ウの今後の予定でございます。

７月に第１回の検討委員会を設置し、協議検討を進められるように、５月末を目途に委員調整、選定を行ってまいります。そこへ向け、詳細はこの後ご説明しますが、３月から４月にかけて委員の公募を、３月に各種団体への推薦依頼を行ってまいります。

４ページをお願いします。

ただいまご説明しました瓜連支所の在り方を検討する那珂市瓜連支所利活用検討委員会の概要となります。

１．所掌事務です。

瓜連支所の敷地及び建物の活用形態及び活用手法に関することと、その他必要な事項に関することについて協議検討し、その経過及び結果を市長に報告することとしております。

２．委員の構成です。

人数は２０人以内といたします。詳細については、５ページをご覧ください。

資料１として、委員構成案をつけてございます。表の上から、識見を有する者が２人、各種団体等の推薦する者が９人となります。９人の内訳としましては、瓜連地区まちづ

くり委員会推薦が5人、商工分野として商工会推薦が1人、教育分野としてPTA連絡協議会推薦が1人、地域福祉分野として社会福祉協議会推薦が1人、公共施設マネジメント分野として行財政改革懇談会推薦が1人でございます。

続いて、公募による者が6人でございます。6人の内訳としましては、市民代表枠が2人、子育て世代枠が2人、若年層枠が2人としてございます。

最後に、その他市長が必要と認める者として3人でございまして、市の職員でございす。

4ページにお戻りください。

3. 委員公募の実施でございます。

委員公募については、提出期限を4月17日までとし、周知方法は、「広報なか」3月11日号に記事を掲載するとともに、3月4日に市のホームページ、SNSで周知をしてまいります。

提出書類としては2点、申込書、それと作文、続きまして提出方法としましては、郵送、ファクス、メール、それと窓口の受付としております。

続きまして、6ページの資料2をお願いいたします。

委員の公募について、資料2の委員募集要領で補足説明いたします。

資料の2の募集内容をお願いします。

先ほど申し上げましたとおり、公募の募集人員は6人で、任期については、第1回検討委員会開催予定の7月から令和9年3月までを予定してございます。

(3) 応募資格です。応募の提出期限である4月17日現在で次の要件を満たす者としております。

①市民代表枠の2人については、うち1人は瓜連在住者限定としまして、その上で、要件は市内に引き続き2年以上在住する18歳以上の者といたします。

②子育て世代枠の2人の要件は、市内に在住する18歳以上の者で、高校3年生までの子どもの保護者とします。

③若年層枠の2人の要件は、市内に在住または在勤、在学する18歳以上35歳未満の者といたします。

次に、3. 応募方法でございます。

この中の(2)作成上の注意です。提出書類の1つの作文に関する要件で、作文のテーマを「那珂市の持続可能な地域づくりについて」といたします。字数は800字以内で、4月17日までに提出をしていただきます。

7ページをお願いします。

4. 選考方法であります。

選考については、事務局にて審査を行います。後ほど説明しますが、公募委員の選考に関する基準に基づきまして、申込書と作文の2点の提出書類について審査し、委員構成

のバランスを考慮して公募委員を選定します。

5を飛ばしまして、6. 結果通知です。

選考結果は、5月中に応募者全員に文書で通知いたします。

7. 留意事項です。

委員に選出された場合、委員の氏名はホームページなどで公表いたします。

最後に、8ページの資料3をお願いいたします。

先ほどご説明しました公募委員の選考に関する基準でございます。

表の左にあります表の項目のとおり、応募動機の妥当性、熱意・意欲、社会的意識、公平性、地域住民性、論点整理の6項目について、その右の評価の基準に基づき、5段階評価にて採点を行い、選定をまいります。この選考基準については、提出していただく作文などの参考にしていただくため、あらかじめ公表をいたします。

これまで説明してきましたとおり、スケジュールの見直しを行いまして、丁寧に一つずつ進めていくとともに、瓜連支所の件につきましても、検討委員会を立ち上げて検討を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 執行部の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

桑澤議員 公共施設マネジメントの観点から、瓜連支所の移転、あるいは再編について、基本的には賛成いたします。なんですけれども、その移転先、持って行く先についてなんですけれども、予定として、これ中央公民館への移転ということであるわけなんですけれども、その案の中で、この中央公民館に移転する以外の方法、案は、皆さんのテーブルにあったのかどうか、ちょっとまずお伺いしたいです。

総務課長 お答えいたします。

今回の中央公民館の改修、老朽化に伴って大規模改修が必要だということが起点になっているわけですが、その大規模改修に併せて、先ほども申し上げましたけれども、稼働率ですが、それが25%と低いということもありまして、ただ単に中央公民館を改修するということよりは、ほかにあるコミセンのほうに生涯学習の場であったり、交流の場というのは移行することは、可能だろうと想定しておりましたので、中央公民館をそのまま、公民館のまま改修するということは、あまり効率的ではないのかなというふうに考えまして、そこに行政機能等を、行政機能として持ってこようということを1つとして考えておりましたので、それをほかの、瓜連支所の4課をほかのところへ持っていこうという考えは、当初、ございませんでした。

ただ、今、全体的な見直しをしていく中で、本庁舎のお話もありますけれども、全体的な総合的な見直しの中では、そういう議論も必要かなというふうには考えております。

桑澤議員 案として、本当にこれ、一択で考えて進んでしまっているのかなというのがちょっと心配で、中央公民館を本当に長寿命化、どれぐらいの大規模改修をするか、ちょっと

規模感が分かりませんが、相当お金をかける見込みになると思うんですね。それが本当に今のこの再編案で、住民サービスが本当に少なくとも維持できるのか。将来的にそれがこの案で果たしてコミセンに全てを移したりとか、それでは中央公民館が本来あるべき姿というのがかなりなくなっていく案だと思うんですね。

あともう一つは、職員の業務上のメリットとか、効率化という面で、果たしてこれが効率化されるのかというのが非常に疑問なところです。

もちろん、本来本庁舎は、聞くところによると、将来的な増設に可能な設計で造られたというのを聞いておりますけれども、そういった選択肢が検討されたのかってというのは少し疑問に思えます。それは本来、職員にとって、中央公民館機能が別々に分かれてしまう行政機能が将来的に、これは本当に効率化しているのかどうか。便利になるか。本庁舎というのは、今、非常に問題があって、老朽化してくるでしょうけれども、その後、今、現状で会議室が少なかったりとか、職員の休憩所がないとか、そういった問題もある中で、今のこの中央公民館でそういったものが改善できるかという、すごく疑問で、今、心配になっているのかなと思います。

なので、もしこれ、延長されるのであれば、もう少し選択肢を検討していただいて、本当にこの大規模の長寿命化が、かかる費用と新たに増設する費用、将来的、次の30年にかかる費用をちゃんと精査していただいて、この大規模改修、本当に正しいのかどうかちょっと考えていただきたいと思います。

総務課長 ありがとうございます。

今回の大規模改修に当たりましては、できるところからなるべく少ない予算でということが前提としてスタートしているところもございますので、1年後ろ倒しということで時間をいただくこともありまして、丁寧に進めていくということで、今伺いましたご意見等も含めまして、今後検討していきたいと思います。

桑澤議員 ちゃんとした職場環境というのが、これから皆さんの後輩たちが市役所に入ってくれるような、優秀な人材を確保する上でも、職場環境大事だと思いますので、働きやすい環境を整えてあげるということは、将来的に公共施設をマネジメントする上でのここは十分考慮していただいて、計画していただければと思います。

以上でございます。

小宅議員 この検討委員会の選考についてなんですけれども、作文まで書かせて、事務局のほうだけで審査をする。私もかつて小学校のPTAの役員に立候補して、選考結果だけ聞かされて、ぶち切れたことがありました。立候補させておいて、その選考方法も明確にせずに決めるっておかしいだろうと。当時なったのは今の桑澤議員なんですけれども、非常に選考に不満を持ったことがありまして、やはりこういうのを決めるときには、誰もが納得するような選考方法で決めないと、やはり作文まで書いてくるって、それなりに思いがあると思いますので、ブラックボックスの中で決めるというのは、ちょっとい

かがなものかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長 ありがとうございます。

今現在、事務局のほうで審査するということ、このご説明のとおりなんですけれども、その中には、市の中でも当然、管理職員、幹部職員という形になりますし、あと外部の方も今のところ入っていただくような予定もございますので、そのあたりは、そういう公平を保った形を担保できるような内容で進めていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

小宅議員 いかに公平にやったと言われても、やっぱり外されたほうは納得いかないんです。

できればオープンな形で選考していただくのが一番フェアな格好だというふうに思います。ご検討ください。

議長 要望でよろしいですね。

遠藤議員 まず、ちょっと今回出していただいてきて、もう根本的なところなんですけど、何でこんなに遅れるのでしょうかという事を聞きたいんですけれども。

総務課長 繰り返しの説明にはなってしまいますけれども、今回いろいろ想定をしていく中で、中央公民館の長寿命化というところが今回の起点であるということがございました。その中で、行政事務室の配置の見直しなんかも進めてきたところでございますけれども、なかなかそれを決定するに至るまでの時間がなかなかないということがございまして、これからきちんともっと検討していく必要があるということで、先ほど桑澤議員もご説明したとおりになりますけれども、もう少し時間をかけたほうがいいだろうということで、後ろ倒しということで見直したところでございます。

遠藤議員 それにしても、おそらくこれ、この1年ほぼ説明がなかったと思うんですよね。ちょっと過去の履歴見ると、去年の3月の定例会以来、久しぶりのご説明なのかと思うんですが、それ以来1年間どういう検討をされてきたんですかね。

総務課長 資料でいきますと2ページ目のところです。方針2というところの下に進捗状況というところがございまして、そちらでご説明したとおりになりますけれども、行政組織機構検討委員会というものがございます。この中で、中央公民館へ上下水道部、あるいは教育委員会を配置した場合どうなるかという課題を洗い出したということを行ってまいりました。これは内部的なものでございまして、その結果としましては、物理的に、瓜連支所の4課、それが中央公民館に入れることということは、面積的には入れるということは確認をしているというところでございます。

それと、法的な整理というところでございまして、3ページの方針4のイの進捗状況というところになりますけれども、こちらパブリックコメントで出されました意見につきまして、例えば歴史民俗資料館という意見も出てきておりますけれども、それが果たしてあのエリアでできるのか。調整区域であるところであるのかというところを法的に整理をしたというところでございます。

市が持つ場合、あるいは民間が所有する場合、いろいろケースがあるとは思いますが、その辺の整理を進めてきたというところが、現在進めてきた内容となっております。

加えまして、検討委員会を立ち上げるという話をさせていただいておりますけれども、その検討委員会の立ち上げに当たりまして、まちづくり委員会の方たち、役員の方とお話を、意見交換をさせていただきまして、進め方等についてご相談をしながら進めてきたというところになっております。

以上です。

遠藤議員　そういうことなんだろうと思いますが、ちょっといきなり2か年延びるので、ちょっとびっくりなんですよ。令和8年度から改修がスタートする予定なのが、いきなり2年延びているんで、これは何かしら特段の差し障りがあるんですか。

総務課長　1ページ目の表の下のところが今回見直したスケジュールとなっております。

その中で、①のところは、令和10年度に改修工事をスタートという矢印になっておりますけれども、先ほど説明もしたところですが、令和8年度に基本設計を行いまして、令和9年度に実施設計を行うという予定としてございます。当初、令和7年度からその基本設計、実施設計できる見込みがありましたけれども、そこを行うには、まだ市のほうで整理ができていないという状況がございましたので、ここを遅らせたという内容となっております。

以上です。

遠藤議員　このスケジュールは、対外的にも、議会にも説明をし、対外的にね、特にまちづくり委員会にも説明してきている内容だと思うので、行政のある意味、内部的な都合でこういうスケジュールを、2か年もしか遅らせていいものなんですか。

総務課長　現在、市のほうで整理している内容のまま進めていくということは、少し強引なところもあるというふうに認識しております。そういったところもありまして、ことし1年をしっかりと調整の時期をとということで考えておりまして、後ろに見直しをしたという内容でご理解いただければと思います。

遠藤委員　分かりました。

議長　原田議員、確認ですが、一般質問の内容とは重複しないですね。

原田議員　市民代表2名、子育て世代2名、若年層2名というふうに募集するかなと思うんですけども、ここが例えば子育て世代2名の申込みがなかったとか、そういった場合ってどういうふうに考えていらっしゃるのかなというのを教えてください。

総務課長　募集は、「広報なか」等いろいろな形で周知をしていますので、まずはそこを待つというのが1つあると思います。

そこでもしなかった場合は、1回目の開催を7月ぐらいを予定しているんですけども、そこまで例えば再募集をかけるとか、あとは小学校であったりとか、中学校であった

りとか、そういう保護者の皆様に声を掛けさせていただく機会を設けさせてもらったりとかを考えています。

原田議員 ありがとうございます。

あと、先ほど小宅議員おっしゃっていたように、やっぱりこの選ぶときの透明性確保というのは大事なことで僕も思っておりまして、選考するのが執行部と、あと外部からこの選考する人を入れるという、おっしゃいますけれども、その方はどういうふうに選ばれるのかなというのを教えていただきたい。

総務課長 ブラックボックスという話がありますけれども、その部分については、逆に誰が選考したのかということが議論の内容になってしまうかなとなるので、できればそこは回答は差し控えたいなというふうに思います。すみません、よろしくお願いします。

議長 原田議員、質問事項にかぶっています。構成メンバー選出方法っていう。その辺はしっかりと検討していただいて、質問してください。

原田議員 もう一個あるんですけれども、一般質問でやります。

小宅議員 まさに何があれかというのと、どういう経緯で選んだか分からないというのは非常に不信感を招くんですよ。本当に奥様方からたしかに桑澤議員のほうに人気はあったと思います。やはり大事なんですね。本当に仮に一人一人の所信表明をさせて、選挙で選ばれるほうがまだ公平だというふうに私は思います。本当に誰が選んで、どういう経緯で選んだか分からないというのは、執行部の都合のいい人だけをピックアップして選んだらうというふうにとられてしまいますので、ぜひ公平公正な選び方をしていただいて、その人たちの意見で全てが決まるわけじゃないでしょうけれども、ぜひそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

議長 要望でよろしいですね。

小宅議員 要望でいいです。

鈴木議員 検討委員会の構成に関してなんですが、4番、委員構成で、性別、年齢などのバランスというふうにあるんですけれども、今現在で公募以外に決まっている方の中で、決まてはないと思うんですけれども、推薦する者という中で、男女比というものはどのように考えているのか。

まちづくり委員会の方々、5名いらっしゃるんですけれども、そのうちで半々でとか、男女半々でとか、そのような考えがあるのかとか、というのは、こちらで選ぶものではないことになってしまうと思うんですけれども、そういうときはどのように考慮されてはいらっしゃるんですか。

議長 鈴木議員、すみません。原田議員の質問の中で、構成メンバー選出方法についてと書いてあるんですね。

鈴木議員 分かりました。

議長 いいですか。すみません。

鈴木議員　じゃ、そのとき。

渡邊議員　1つお尋ねしたいと思います。

先ほど桑澤議員からお話があったみたいですが、やっぱり市民にとって利便性やサービスの向上というところが非常に大事だと思いますので、これについてもきちんと検討していただきたいと思います。

あとは、それは当然費用も含めて、今後30年とかという話もありましたので、この辺は十分に精査していただきたいなと思います。

先ほどのその説明の中で、市内のという中で、ある程度施設の中に入れるよというのが分かったという話がありましたけれども、これって面積だけで計算したのではなくて、きちんと図面を描かれてやったと思いますので、この辺、ちょっと開示できるのであれば見せていただきたい。できるのであればお願いしたいと思います。

それと、あともう一つなんですけれども、（２）公民館、コミュニティセンターの類似用途の整理ということがあるんですけれども、このコミュニティセンターというのは、類似用途というのはどういうのを整理したのか、ちょっと確認させてもらっていいですか。

要は、用途的に、公民館の類似施設っていうことで整理するということではよろしいんですか。

総務課長　用途の類似性というところになりますと、生涯学習での社会教育という部分と市民が交流する場という部分、学習、学ぶ場というところについては、類似性があるだろうという整理となっております。

渡邊議員　使用目的が似ているからだけで、許可はできていない部分があるというのはご存じですよね。コミュニティセンターが建築をするときに当たって、その目的の用途は、公民館の類似施設で取っているものばかりではないというのは、当然担当だった方々いらっしゃると思いますので、分かっているんじゃないんですよね。その辺の整理、どのようにされているのかな。要は、不特定多数の人たちが、市民全体が使っていい施設として許可を取っているものばかりではないんじゃないかと意味です。そこって整理されているんでしょうか。

総務課長　市民の方が使える施設と使えない施設があるという内容ですか。すみません。

渡邊議員　玉川部長は多分分かっていらっしゃると思うんですが、菅谷のコミュニティセンターって、公民館の類似用途を取っているんですか。

総務部長　菅谷のコミュニティセンターについては、おそらく集会所、地域の集会所という形での建築上の申請だったと記憶しています。

渡邊議員　そうですね。菅谷の地区の人しか使えないんです。そういうような条件の下で補助金なんかをもらっているんじゃないかったですか。要は、例えば利用する、しないは別なんです。市民の方々が全員で例えば講座を開くと、そういう目的で使っているんです。

か。要は、公民館の類似用途を取っているわけじゃないと思うんです。

議長 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時11分）

再開（午前11時12分）

議長 再開いたします。

すみません、今の件に関しましては、後で説明していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、渡邊議員よろしいですか。

渡邊議員 分かりました。その辺はちょっと確認していただいて、きちんと整理をした上で、中央公民館にある講座を全てのコミュニティセンターで使えるかどうかを確認していただければと思います。その辺のもし縛りがあるのであれば、補助金を使っていて、補助金返還とか何かになると、これ、物すごい損失になってきますので、この辺はきちんと整理された上で、もう一度検討されたらいいんじゃないかと思います。

以上です。

議長 すみません、執行部のほうでよろしくをお願いします。

花島議員 いくつも質問があるんですが、まず今の関連なんだけれども、中央公民館と菅谷のコミュニティセンターが一番近いんですけれども、そことの共通とか、利用率を考えて、そちらに大部分移行するとなると、この移転を考えた上で、菅谷のコミュニティセンターの規模なんか決定したというような話に見えちゃうんだけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

総務課長 中央公民館の大規模改修が迫っているということは課題としてあったわけですが、そのことを踏まえてふれセンすがやのほうの設計をしたということではないと思います。ただ、議論はあったと思いますけれども、それを踏まえて設計したという内容ではないと思います。

花島議員 何か話が鮮明じゃないですね。もともと利用率が少ない見込みだっということがあったから、いや、それでしているんだったら、菅谷のコミュニティセンター、でかく造り過ぎたんじゃないですかと思うんです。その辺が今の回答でははっきりしないので、今すぐ答えろとは言いませんが、いつか教えてください。

次の質問ですが、やはり建物の件なんですけれども、私、すごく気になっているのは、中央公民館、それから瓜連庁舎、それぞれ老朽化と言っているんですけれども、具体的にどういうふうに傷んでいるのか、それを今すぐ答えられないでしょうけれども、ある程度、箇条書みたいにしたものをぜひください。そうでないと考えにくい。

瓜連庁舎を今後どうするかについても、現状の庁舎がどういう状態なのかというのは、やっぱり無関係じゃないので、お願いしたいと思います。これはお願いですね。今答えなくて結構です。

もう一つは、検討委員会の選考基準に関連しているんですが、この人数ですね。子育て世代2人、若年層2人で、市民代表2人。市民代表2人のうち、1人は瓜連地区限定となると、何かすごくアンバランスに思うんです。

項目だけ考えたら、2、2、2で普通かと思うんですが、18歳以下の子育て世帯の子供を育てている方の例えば瓜連庁舎周辺の利用率っていうのを考えたときに、人数的には、比率から言ったらちょっと違うんじゃないと思うんですよね。市民代表ももっとよく集めるべきじゃないかと思うんですが、その辺はどういう考えでこういう配置にしたんでしょうか。

議長 これは質問内容に入っていないですか。大丈夫ですか、答弁のほうは。

総務課長 この内容、20人にした内容につきましては、まずは瓜連地区の地元の方が必要であるということで推薦する方ということで、5人の方。応募推薦いただくということにしております。

それ以外にも、瓜連地区に限っての話ではあるんですが、市の公共施設という考え方でいけば、市全体として考えるべき問題だろうということがございましたので、市民代表も2人、子育て世代も2人、若年層からも2人という設定をしたところです。

その中でも、瓜連地区というのはどうしても避けては通れない。その課題であるということもありますので、そのうち1人は、少なくとも1人は瓜連地区の方を選出しようという考えでございまして、仮にその方、その枠の中で瓜連地区の方1人しかいないということではなくて、選考されれば、2人以上になる可能性は十分にあると思っております。

以上です。

花島議員 私の質問の趣旨と違う答えだったと思うんです。瓜連地区のまちづくり委員会が推薦する人、5名いるわけですけども、ある程度公の息のかかったみたいですよ。ここから5人も出しているのに、先ほど言いましたそのほかの部分で6人というのは、2、2、2というふうになっていて、縛りのない市民代表って1人しかいないんですよ、この中で。そうでしょう。1人は瓜連地区限定となっている、市民代表。これはアンバランスじゃないですかって言っているんです。

だから、これ、何でこうなったのかを、今答えられるんですかね。後でもいいですから答えてください。今答えられるなら答えてください。

総務課長 すみません、この表でいくと、12番の市民代表枠が、ここは瓜連地区限定と言っているわけではないですけども、この部分をもう少し瓜連地区の方の枠を広げたほうがいいという趣旨ですか。

（「違います。逆」と呼ぶ声あり）

総務課長 逆ですか。

（「逆」と呼ぶ声あり）

総務課長 全体的に20人ぐらいで検討委員会を設定するというのが大体の基準にはなってく
ると思いますけれども、その中で、人数構成、バランス等を考えた場合に、12番の方
については、市内の方、13番の方は瓜連地区限定の方ということで整理をいたしました。

また、各種団体の方、7番から11番の方についても、そちらも瓜連地区の方、それ以
外の方というように区分しているわけではございませんので、これについては、それぞ
れの対象の方が推薦されて出てくるかなというふうに考えております。

なので、全体の枠からしてみても、瓜連地区以外の方が多いか少ないかという部分につ
いては、バランスが取れているというふうに事務局としては考えているところです。

以上です。

花島議員 ちょっと違う答えなんですよ。もちろん瓜連地区関連とそうでないという枠があ
るんですけども、私がまず疑問に思うのは、この2、2、2というところです。要す
るに、公募による住民が2、2、2ってなっていて、市民代表が2人、子育て世代2人、
若年層2人ってということなんです、このバランスがちょっと違うんじゃないですかっ
てということなんです。

特に、市の施設なんかを使う割合を考えて、しかも年齢層は結構年配の方が多いし、那
珂市は。ちょっと今すぐ答えができないと思いますので、後で聞きに行きますから、聞
かせてください。

次の質問ですが、先ほどほかの議員から意見もありましたが、この事務局って何ですか。
事務局が選定するって言うんですけども、これはどういうふうな構成なんでしょうか。

総務課長 すみません、先ほどもちょっとお話が出て、ブラックボックス的なところがある
というふうにいたしましたけれども、想定している部分としましては、市の幹部職員、一
般の職員のほうで事務局として審査を行うというふうなことを想定しております。

加えまして、外部の方も一部入るような想定をしているところでございます。

花島議員 そうすると、市の考え、意向に沿った意見を持っている人を選ぶということだっ
て可能ですよね。その辺懸念があるんですけども、その辺について、どんなふうにお考
えでしょうか。

総務課長 事務局としましては、そこら辺の公平性という部分はきちんと担保した上で、責任
を持って取り組んでまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。よろし
くお願いします。

花島議員 であれば、この辺、何か書類を出すことになっていますよね。作文とか考えとか。
そういうのはぜひ公開していただいて、その結果、こういう方にしましたって、ほかの
方も意見ありましたけれども、私も同じ意見ですので、よろしくご検討いただきたい。

以上です。

大和田議員 公民館とコミュニティセンター類似用途の整理というところなんですけれども、
中央公民館の利用団体が現在行っている活動はコミュニティセンターにおいても同じよ

うに継続できることを確認しますということなんですけれども、そういった中で、この瓜連と中央公民館というのにちょっと集約されているんですけれども、そういった利用者の中で、補えないところにおいて、コミュニティセンターの強化、強くするというところの話は出てこない。

例えば、防音とか、そういったものを中央公民館の許可の中にいかないのかなというちょっと質問なんですけれども。

総務課長 定期利用団体のほうにアンケート調査をしたという話はさせていただいたんですけれども、その中で、歌を歌う団体であったり、楽器を使う団体のほうからは、やはりコミセンだと、音が出るんで、ちょっと心配であるという話は聞いております。ただ、この部分で、今後、そこを強化というところまでの議論は始まっておりませんが、中央公民館の今、視聴覚室というのがございますけれども、その部分について、継続してできるようにならないかというところは、今、中では調整はしているところなんですけれども、コミセンのほうを改めて改修するというところの議論まではまだいっていません。

以上でございます。

大和田議員 防音もそうですし、例えば料理とか、茶室とか、何かいろいろ多分講座によっていろいろ必要なものがあると思うんですけれども、ついで、もう一個コミュニティセンターを造っちゃおうみたいな、そんな話は出てこない。

総務課長 そういった話は特にございませんでした。

大和田議員 もっと思い切って市民ホールとかというのも出てこない。僕はそういうのがいいなと思っているんです。

総務課長 ご意見としては出てはなかったです。

小宅議員 先ほど花島議員から作文の話がありましたけれども、私、今、作文書いたんですよ、1分で。チャットGPTで。すぐ書けちゃうんですよ。少しカーブかけると、また違った角度から書けちゃうんで、やっぱりその辺の見極めって、なかなか素人というか、難しいんです。大学の先生とかは論文いっぱい読んでいる中では、これはAIだってすぐ分かるってこの間お会いした先生おっしゃっていましたが、その辺、だからやっぱり事務局だけで審査というのは、なかなか難しいんじゃないかなと思っているのが1つ。

それから、先ほどの検討委員の中に、これ、議員を入れないのは何でなんですか。2人ほど入れていただきたいです。

総務課長 検討委員会のほうに議員ということでよろしいですか。

小宅議員 はい。

総務課長 事務局のほうとも相談をさせていただきまして、通常、原則論としましては、審議会等については、議員については参画しないという原則論があるということを考慮した

のが1つ。

あとは、その検討委員会の中の議論という部分については、適宜に議会のほうにもご報告させていただくという機会を設けていきたいと思いますので、その中でいろいろな意見を頂戴できるのかなというふうに考えておりますので、今回、議員につきましては、検討委員会のほうには入れていないというのが現状でございます。

小宅議員 昔は下水道審議会、環境審議会とか、いろいろなものに議員は必ず入っていました。ですけれども、12年ほど前ですかね、海野市長に替わったときに、議員は引き揚げろというような話になって、引き揚げたんですけれども、その間の下水道計画の見直しなんかが、議員が離れた瞬間、何かひどいことになって、全然こちらは知るのは後から。後から意見言えるだろうと言われても、やはり言ったときには、もう時既に遅しなんですよ。やはりこれはいかなものかなと思うんです。

全体、もういろいろな審議会に議員が全く今、関与しないということは、ちょっと全協でわあわあなるんですけれども、執行部も取りあえず全員協議会さえ乗り切れば、あとはいいやみたいな話になるわけじゃないですか。でも、議会議員としては、やっぱりフラストレーションたまるわけですよ。何でこの状態になってから報告してくる。もう変えようがないじゃないかというような話になるわけで、必ずですね、これ、やっぱり議員が入っているか入ってないかって、やっぱり全然違うと思うんですよ。入れていただけませんか。

議長 小宅議員、申し合わせ事項に入っています、これは。

小宅議員 議会運営委員会で変えていただく形ですか。

議長 これは議会内で、多分小宅議員もいたときにやった。

小宅議員 私、いたんですけれども、非常に納得感がない。1年生議員だったんですけれども。

だから、本当、これ、じゃ議員の皆さんももう一回ここは話し合ったほうがいいと思います。全部今、入ってないんですけれども、入らなくなると、それがよかったかなという、それはちょっと私、疑問しかないんで。

議長 それは議会運営委員会のほうでお願いします。

鈴木議員 ちょっと分からないので教えていただきたいんですけれども、さっき私、男女比のことでお聞きしたんですけれども、それは原田議員が一般質問でやるからというお話だったんですけれども、全員協議会で聞く内容というのは、一般質問でどなたかがやるから、聞いちゃいけないということなんですか。何かちょっと認識が私、違うのかなと思っていたんですけれども、全員協議会で議論をした内容を一般質問で行うのはどうなんだろうかっていうことではなく、一般質問でやるから、全員協議会はこの質問はやめてくださいということっていうことでしょうか。

議長 質問内容が重なる場合があるので、それを確認したとおりで、きょうは、議会運営委員会のほうでは話はさせていただいたと思うんですね。だから、その辺の内容がちょっと

私も詳しくは聞いてないので、それが入っているのであれば、そこで質問はできないっていう。

鈴木議員 一般質問の中にどなたかがそういう質問をするっていうことであれば、全員協議会ではその質問はしないっていうことでしょうか、ごめんなさい。

議長 最初の段階で一般質問の内容が出ていますよね。だから、その内容で入っているところでは思っているの、その辺はご遠慮していただきたいということでお話をさせていただいているんです。

鈴木議員 またきつときょう、道の駅とかもやると思うんですけども。

議長 道の駅は結果のほうですね。

鈴木議員 道の駅の一般質問とかあるときもそれを見てから、全員協議会で質問するっていうことですか。

議長 というか、道の駅の場合には結果についての報告なので、また内容が違ってきます。

鈴木議員 今回は瓜連庁舎のことをやられるっていうことであったら、その内容を確認して、全員協議会で……

議長 その件に関しては、後でまた。

鈴木議員 すみません。ありがとうございます。ちょっと自分の認識がと思ったので。

笹島議員 話を戻しますけれども、これ、中央公民館も瓜連支所も35年以上、三十七、八年たっているのかな。どっちも大規模改修しなきゃいけないですよ。その予算を取っているかどうかは分からないんですけども、逆に言えば、水道課とか学校教育課で、今言っていたその大規模改修のところに今言っていたその2つの課が入ってくる。今、あくまでも中央公民館って庁舎じゃないですよ。これ、公民館法でそういうこと大丈夫かどうかといことも1つ聞きたいんですけども、縛りがあるんでしょう、公民館法というのは。それは大丈夫なのかと、もう一つ、わざわざ大規模改修なんて、億単位ですよ、どちらもね。支所も、それから中央公民館。今言った、もう中央公民館って、悪いけれども、コミュニティセンターいろいろできていますね。4つくらいできて。もうやっぱり真ん中に造るのは、やっぱり市民ホールだと思うんですよ。今、水戸市民ホールは、結構何だかんだ京成の前でできて、歩道橋をつけて、ぶつくさぶつくさ文句言われたんですけども、成功しているんですよ、結構ね。ですから、やっぱりそうすれば、こちら今言っていた歌謡ショーとか、いろいろなコンサートショーとか、そういうのができて、那珂市の名も売れるわけですよ。のど自慢も呼べますからね。ですから、もうそういう何か前向きの感じの、中央公民館で、今言っていた解体しろとは言わないんですけども、俗に言う市民ホールでも造ったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、そういう発想の転換はないんですかね。

議長 すみません、きょうは瓜連支所のスケジュールと見直しの状況等ということですので、すみませんけれども、それは。

君嶋議員 私は、この支所の利活用検討委員会の構成の仕方、私、これはこのやり方でいいと思います。やはり今、いろいろな方、瓜連地区の方の声を聞くと、やはり地元の方はあそこの支所もどうなるのかという、その不安が皆さん思っている方が多いということで、やはりきちっとまちづくり委員会を通しての選任とか、あとは公募による選任。やはり若い人の子育てしている方の声もやはりきちっと聞いていただければ私はいいと思いますので、この構成のやり方で進めていただければと思います。

ただ、先ほどから何度も話が出ている中央公民館の使い方、支所から移転した行政面と公民館の活用が、どのようにその違いをきちっとはっきり説明できるように、今後その辺は後で説明できるようにしていただければよろしいかと思います。この選考の仕方については、私はこれで進めていただければと思います。よろしくお願いします。

花島議員 みんな議論聞いていて、あれっと思ったんですが、例えばここに議員から応募した場合に、議員だから遠慮してくれって話になるんですか。

（「書いてある」と呼ぶ声あり）

花島議員 どこ。

（「後ろに書いてある」「議員または地方公共団体の職員でない者」と呼ぶ声あり）

花島議員 そうですね。要するに、こういう場できっちり議論できるからということなんですか。そうしたら、それなら、それなりに充実した議論ができなかったらおかしいですよ。ちょっと僕は理解できません。

それから、この件に限らず、いろいろな審議員から議会から議員を何人か出すというふうな枠をなくしたというのは分かるんですけども、いろいろな審議会で議員は駄目っていうことになっているんですか。駄目なんですか。

議長 議員が自分たちで基本条例を変えたんです。執行部の問題じゃなくて、こちらの問題なので、よろしくお願いします。

以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は11時45分といたします。

休憩（午前11時35分）

再開（午前11時47分）

議長 再開します。

続きまして、那珂市農業振興地域整備計画変更の基本方針について、執行部より説明願います。

農政課長 農政課長の石井です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

では、全員協議会資料、那珂市農業振興地域整備計画変更の基本方針についてをご覧ください。

1 ページになります。

まず、1、計画策定の目的になります。

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、おおむね10年先を見据えて、農業の振興が必要と認められる地域について、農業の健全な発展を図ることを目的に定めた計画で、基礎調査の結果や経済事情の変動等により必要が生じたときに見直すこととされております。本年令和6年度と来年令和7年度の2か年で見直しを行っており、その基礎調査の経過において、今後の計画変更の方針が見えてきましたので、報告するものとなっております。

続きまして、2、計画の基本方針になります。

次ページ、那珂市農業振興地域整備計画変更総合見直し基本方針をご覧ください。

まず、左上の囲みの農業の現状についてです。2000年から2020年にかけて、本市の総人口、農家人口どちらも減少していますが、とりわけ農家人口が大きく減少しております。

そこから、右上の囲みの本市の農業を取り巻く課題として、少子高齢化により担い手の減少及び高齢化、耕地面積減少と耕作放棄地増加への懸念、収益力向上、新規就農、農業担い手確保が課題として見えてくると思われております。

そこで、本市といたしまして、右中段の囲みになりますが、農地流動化、生産性の向上による優良農地の確保、保全、経営体所得530万円、年間労働時間2,000時間を目指す担い手の確保を目標といたしました。

この目標を達成するために、下段の大きな囲みにある農業振興地域整備計画総合見直し基本方針を設定いたしました。

なお、農業振興地域整備計画には、国のガイドラインにのっとり、農用地利用計画や農業従事者の確保、農村生活環境、農業振興等に係る記載をしていくことになっております。

まず、農業振興地域整備計画内の農用地利用計画、土地利用区分の考え方になります。

10ヘクタール以上の集団的農地、土地改良事業地区、採草放牧地、混牧林地を農用地とし、今回、6ヘクタール程度が農用地に編入されると試算しております。

また、個別除外済みの農用地、公共事業用地、農業委員会が非農地と判定した農用地を除外するものとし、今回、90ヘクタール程度が除外されると試算しております。

さらに、総合計画や都市計画マスタープランと整合を取り、都市的土地利用と自然環境、優良農地との調和を図ることを書き入れます。

それでは、次のページをご覧ください。

以上の考え方を基に農用地区域を設定した方針図になります。まだ細部については確認が必要になりますが、区域としては、おおむねこの図面のようになると考えております。

すみません、また前ページにお戻りいただければと思います。

次に、農用地利用以外の農業振興計画になります。

(1) 農業生産基盤の整備開発計画・農用地等の保全計画につきましては、ほ場の大区画化や基盤整備、農業用施設の維持管理を行い、多面的機能支払制度等を活用し、農地利用の最適化を図り、耕作放棄地の発生防止に努めます。

(2) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画につきましては、農地中間管理機構の活用や地域計画、基盤整備を実施することにより、農地の集積集約を進め、農地の流動化を推進します。

(3) 農業近代化施設の整備計画につきましては、重点作物に係る生産から出荷に係る施設整備等を進め、持続可能な農業を目指します。

(4) 農業を担うべき者の育成確保・施設の整備計画、農業従事者の安定的な就業の促進計画につきましては、当市の農業生産者で運営している担い手協議会M I R A Iを通しての新規就農相談を進めるとともに、安定的に就農するための出荷先であり就業先である道の駅や農産物直売所の運営に努めます。

(5) 生活環境施設の整備計画につきましては、道路や上下水道等のインフラ施設の維持管理や区域指定や空き家を活用した都市農村交流を進めます。

以上が那珂市農業振興地域整備計画の基本方針となります。

それでは、申し訳ございません、また1ページにお戻りください。

3、今後のスケジュール(案)になります。

本日、令和7年2月25日に全員協議会に付議し、4月から令和7年度の随時変更申出を停止します。これは令和7年度いっぱいが申出の停止期間となります。

5月に県への編入除外候補地の事前確認、8月に農政審議会への諮問、9月、第3回定例会時に議会報告、11月に県との事前協議、令和8年1月から3月にかけて計画案の公告、縦覧、法定協議を行い、決定した計画を公告する予定としております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

笹島議員 これを見ていると、農業人口は減る一方、耕作放棄地も増えていく一方で、本市の目標というのは、担い手確保ということで、530万円。これ、一般のサラリーマンは今、430万円なんだよね。どういうこれ、何か農業を推進していくのか考えがあるんですか。

農政課長 ただいまの所得等のところですけども、こちらの530万円以上と、あと2,000時間というのは、認定農業者等の認定に係ることの目指すべき条件としております。ですので、そういった認定農業者という方を増やしていきたいということから、こういった設定をさせていただいております。

また、農地の荒廃とか放棄地とかを防ぐためにも、そういった認定農業者の方々が担い手というか、集積等をしていただいているかなと考えておりますので、そういった方を増やしつつ、農地の集積集約のほうを進めていければということで考えております。

以上でございます。

笹島議員 先ほど私が言ったとおり、これ、もうかる農業をやっていかなきゃ持続しないんですよね。そういうものに那珂市は何か考えているのかどうか、そこをちょっと聞きたかったんですけれども。

農政課長 もうかる農業ということで、市としては現在、アグリビジネス戦略ということを進めております。6次化であるとか、そういったところでできたものを、またいろいろな加工品として出すとかそういったもの、また生産者と実需者が結べるマッチングの機会を設けたりというもの、そういう機会を設けまして、とにかく売れるような道筋をつけていきたいなということで、今も活動しているところです。

以上でございます。

笹島議員 大体那珂市のほうは、大体稲作とか野菜類も一緒ですよ、大体作っているのはね。本当にもうこれ、那珂市だけじゃなく、周りの市町村、県内、もう全国的にやっぱりもうかる農業というのをみんな必死になって探していますんで、それをやっぱり見つけない限りは、農業所得でこれ、530万円って絶対取れないですからね。今言ってた、先ほど何回も言ったでしょう。サラリーマンの平均は茨城は430万円、サラリーマンでね。それ以上、100万円も上がるはずがないわけですよ。何かその得策があるのかどうかというのを聞いていますよ。どうなんですか、それは。現実的じゃないから、そう聞いているんですけれども。

農政課長 農業生産につきましては、今、議員おっしゃるとおり、いろいろ地域性とかそういったものがあるとは思いますが、また、そこで変わったものを作ろうとすると、なかなか生産の設備ですとか、そういったものも合わないとかがあるかもしれません。

ただし、こちら、認定農業者という設定が、そういうことになっておりますので、そちらを目指して、県のほうの普及センターとも協力しまして、その目標に近づけていけるよう頑張っていきたいと思っています。ですので、今すぐ特効薬はこれだというのは、正直ないかとは思っております。

以上でございます。

遠藤議員 今回の計画変更で、まず数字的なところをお聞きしたいんですが、農地の利用区分の部分、農用地が今、何平方メートルで、1種、2種、3種はどれぐらいだという、その利用区分、ちょっと教えてもらいたい。それが今後どうなるかという。

農政課長 1種、2種のところまでは、現状持ち合わせてございません。申し訳ございません。

遠藤議員 少なくとも農用地の面積がこの変更によってどうなるんですか。

農政課長補佐 現在、農用地に指定されている区域について、2,000ヘクタールなんですけれども、今回、今ちょっと見直しをしているところですが、そのうち農用地としては約90ヘクタールを除外をしていくというようなことで、今、検討を進めているところでございます。

以上です。

遠藤議員 2,000ヘクタールのところ、今、なかなかもうできないよと。農地の状態自体もよくないというふうなところで、大体90ヘクタールぐらいが除外されていくと、そういうふうなところですね。

あと、集約に関してですが、集約の状況っていうのは、今うまくいっているか、いっていないか、何かしらの数値的に出ますか。

農政課長補佐 現在、約25%程度を農地の集積をしているというところでございます。当面の計画としては、総合計画等では30%程度まで引き上げていきたいというところで、集積をまず進めているところでございます。

以上です。

遠藤議員 やっぱりどうしても高齢化とか、やっぱり農地の形が悪いから効率が悪い。いろいろあると思うんですが、やっぱり課題があると思いますけれども、どういった課題を今後克服して、どうやって集積率を上げていこうと思っていますか。

農政課長 現在、集積につきましては、農地中間管理機構というものがございまして、こちらの活用ということと、現在、今月ですかね、報告させていただいたんですが、地域計画というものを策定しております。こちら、地元のほうでつくる計画ということとはなっておりまして、そちらの中で地域の皆さん、生産者の皆さんが話を進めて、どの部分を誰が作っていくのか、そちらをまとめて集約ができるかというのを相談する機会、それを策定する機会というのを設けておりますので、その中で徐々にですけれども、集約のほうを進めていければと考えております。

以上でございます。

遠藤議員 そういうふうに進めているだろうと思いますが、課題は何ですか。

農政課長 課題といたしましては、やはりまだこちらのほう、茨城県特有ということでは聞いているんですけども、実際に作っている人、作ってはいるんだけど、実際には作っている人がまだはっきりしないとか、そういったものがあると聞いております。そういったものを現状では実際どなたが作っているのか、今後、その作っている方がどういう方針でいるのか、そういったものを地元の皆さんと話をしながら、どのように集めていけるかというのがまず一番の課題になっているかなと思っております。

以上でございます。

遠藤議員 本来であれば、多分許可を得なきゃみたいなのが、相対でやっている方が結構いるということなのかな。やっぱり現状をしっかりと把握した上で、やっぱり本来は効率のいい農業ということで、やっぱり集約をぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

鈴木議員 農業に携わる方の新規就農者の確保なんですけれども、相談体制ということで、ちょっと受け身の立場なのかなというふうにどうしても思ってしまうんですけれども、市

内、市外の方ですとか、あとはどのような年齢層の方にアプローチをするとかという積極的なことってというのは考えていらっしゃるのでしょうか。

農政課長 積極的なということになりますと、どうかなというところはありますけれども、県の新農業人の就農フェアといったところ、もともとちょっと農業に興味がある、やってみたいという方が集まる場がありますので、そちらのほうには年2回か3回、先ほど報告させていただきました担い手協議会のM I R A Iと市のほうと共同でそちらに足を運んで、説明する機会とかは設けさせていただいております。

そちらのところで話があった方でなく、お問合せがあった場合には、こちらの担当と、またあと県の普及センターですとか、そういった方と話はさせていただいている状況です。

以上でございます。

鈴木議員 年に一、二回行っているということですが、どれぐらいの期間でどのぐらいの件数のお問合せがあったり、相談があったというのは把握されていますか。

農政課長 農業人フェアにつきましては、県全体というか、どちらかというと水戸市と土浦市、そういったところでやっておりますので、そちらにお越しいただいている方が二、三十名あった、大体ですけども、そういった方がお越しいただいて、その中で、日にちとしては1日だけですけども、その中で各団体とか、そういったものの話を聞かせていただいている状況です。

そのほか、そういったものを通して、市のほうには直接お話というものは、大体20から30くらいお問合せいただいている状況でございます。

以上でございます。

鈴木議員 二、三十の相談があるということなのですが、新たな農業を行っていることにつながった方ってというのはどれぐらいの割合でいらっしゃるんですか。

(「年に二、三十人」と呼ぶ声あり)

鈴木議員 一般質問にかぶっちゃう。

農政課長 今年度につきましては、新規就農者といたしましては、3名のほうが新規就農していただいているところです。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

花島議員 1つだけ聞きたいと思います。本市の目標ということで、担い手確保、括弧書きで経営体所得を530万円、年間労働時間2,000時間と書いてあるんですけども、この個人所得じゃなくて、経営体所得っていう意味はどういう意味なんでしょうか。

農政課長 経営体と言いますと、法人ではないんですけども、屋号を持って個人でやっていると、そういった意味合いを含みまして、基本的には1人の農業者がやると。530万円を目指すということとなっております。

ですから、ちょっと経営体と言いますと、法人とか、そういった団体というふうになんかちょっと見えてしまうかもしれませんが、そういった意味合いではございません。ご理解いただければと思います。

花島議員 この書き方、非常に不自然だと思うんですよね。要するに、農業従事者が例えば年間2,000時間というのと、ちょっと今計算したら、1日8時間労働で、月に20日って考えると、2,000時間弱になるんで、大体そんなものかと思うんですけれども、それって個人ですよ。だから、経営体って言ったら、例えば完全に1人でやっている人ってむしろ少ないと思うんです。ちょっとでも、ある程度規模があったら、季節によって人を頼むとかしていることが多いと思うので、もうちょっとぴったりするような表現を将来考えていただきたいと思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

(なし)

議長 以上で質疑を終結いたします。

なお、皆様にお諮りいたします。まだ会議案件ございますが、このまま継続してやるか、それとも休憩を入れて午後1時からにするか。

(「休憩入れたほうがいいんじゃない」と呼ぶ声あり)

議長 暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩(午後0時08分)

再開(午後1時00分)

議長 再開いたします。

続きまして、那珂市「道の駅」基本設計における市民説明会及びパブリックコメントの結果について、執行部より説明願います。

商工観光課長 商工観光課でございます。ほか2名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にてご説明いたします。

本日、ご報告する案件は、現在進めております道の駅基本設計における市民説明会及びパブリックコメントの結果についてご報告するものです。

まず、資料1ページのほうをご覧ください。

1、市民説明会の概要です。

(1)開催日時及び場所になりますが、1月19日日曜日の午前10時から中央公民館、午後2時から総合センターらぽーるで開催しております。

(2)参加人数ですが、中央公民館が186人、総合センターらぽーるが135人でございました。

(3)基本設計案に対する意見は、発言人数が22人で、意見数は39件でございました。

2、パブリックコメントの概要です。

(1) 意見募集期間は1月14日から2月4日までの期間で実施しております。

(2) 閲覧場所及び意見の提出方法ですが、閲覧場所については、商工観光課、瓜連支所、市立図書館、市ホームページになります。また、提出方法は、郵送、ファクス、eメール、窓口受付となっております。

(3) 閲覧の概要ですが、ホームページへのアクセス数は586件であり、基本設計案に対する意見は、提出人数が52人で、意見数は281件でございました。

3、意見等の概要及びそれに対する市の考え方ですが、3ページをご覧いただきたいと思います。

まず、市民説明会についてですが、右側にございます質問、意見の内訳です。質問事項を項目ごとにまとめております。項目につきましては、これまでの経緯からその他の意見までの12項目に分類しております。項目ごとの件数については、一覧のとおりとなっております。また、内容につきましては、パブリックコメントの意見及び考え方に含まれますので、割愛させていただきます。

続いて、道の駅基本設計案に対する意見を募集した結果についてご説明いたします。

資料の8ページをご覧いただきたいと思います。

右側にございます提出された意見の内訳ですが、市民説明会同様に、12項目に分類し、各項目の件数につきましては、一覧のとおりとなっております。

また、本日は全ての意見に対する市の考え方を読み上げますと時間がかかってしまいますので、項目ごとに抜粋してご説明をしたいと思います。

それでは、これまでの経緯の意見に対する市の考え方からご説明いたします。

資料の9ページをご覧いただきたいと思います。

質問番号2番、そもそも道の駅建設は誰が望んでいるのか、課題解決が道の駅なのかというご意見でございます。それに対する市の考え方ですけれども、令和2年度に市民代表及び関係団体、有識者で構成される活力あふれるまちづくり検討委員会を設置し、市の課題を洗い出し、その結果、市の魅力を発信する機能、市内産業の活性化を図る機能、市民の利便性、安心・安全を向上させる機能、県北地域を含む地域振興を図る機能が挙げられました。また、市民アンケート調査の結果として、約8割の方から那珂インターチェンジ周辺まちづくりを進めるべきとの回答をいただいております、進めるに当たっては、道の駅などの観光振興、地域振興施設の整備が望ましいといった回答を約7割の方から得られたところでございます。そのようなことから、市の課題を解消できる施設と市民アンケートの結果が合致する道の駅整備の検討を開始しております。

続いて、4番、5番です。建設予定地の選定方法、国道118号沿いに建設すべきというご意見でございます。

そちらの考え方ですけれども、道の駅の建設予定地については、令和4年度に作成した

基本構想において、整備候補地の比較、評価を行っており、断面交通量や那珂インターチェンジからの距離、整形な敷地の確保や適地性の面から、より適正値が高い飯田押敷交差点北西部を選定し、現在検討を進めているところです。

続きまして、8番、9番でございます。こちらは藤森氏を招聘するに当たって、コンペや入札を行ったのかというご意見でございます。

そちらですけれども、基本設計において、建築デザインを行った藤森照信氏は、市民代表や市内事業所等で構成する建設準備委員会及び第三セクター設立準備委員会において選定され、市が依頼をしております。基本設計を行っている設計事業者については、プロポーザル公募において選定しており、いずれについても議会に報告しております。

続いて、コンセプトです。

15番、16番、17番です。こちらは、コンセプトである「地るとき、地のゆめ、市民が希望を持つ」の根拠を教えてくださいというご意見でございます。

基本設計では、運営面でのコンセプトを3段階に分けて検討しております。こちら、「また」と書いてありますけれども、「まず」と訂正をお願いします。

まず、多くの人に感じてほしいものは、那珂の風土の味わいであり、そのためにはどうすればいいもの、ことを創出する循環をつくる。その結果、市民が希望を感じ、誇りに思うことができる。それらを一言で表したものが「地のもの、地るとき、地のゆめ」となっております。

「地るとき」では、市民も含め、道の駅に携わっていただく方が市の魅力を再発見し、進化させ、発信していくという循環を目指しており、そのような時間はみんなと議論し形表れ、やりがいや満足につながってまいります。

また、「地のゆめ」では、市民の皆さんが那珂市を再評価することで愛着が湧き、ファンになったりすると思います。そうなれば、シビックプライドにもつながり、市内外へも自ずと発信されていくものと考えております。

続きまして、10ページをご覧ください。

続いて、飲食、物販コンテンツでございます。

20番から27番は、那珂市には特産品がない。特産品の開発が進んでいない。何を売りにするのかというご意見でございます。

道の駅は、それ自体が観光拠点施設であり、知名度の向上や集客に寄与するものであると考えております。一方で、持続可能な運営を継続していくためには、他道の駅との差別化が重要視されることから、本市の道の駅においては、インターチェンジ近接の立地性や藤森氏の建築デザイン等を生かした観光需要を取り込む仕掛けづくりに加え、商品開発のブランドイメージとしている場合、施設全体の価値を高め、ブランドへの信頼感を向上させます。結果として、顧客のリピートにつながり、口コミでの集客も期待できるものと捉えております。

また、本市の特産品につきましては、那珂市特産品ブランド推進事業において、毎年ブラッシュアップをしながら、ブランド認証の選定を行っているとともに、うまいもん会議を設置し、市産品等を用いた新たな特産品の創出に向け、検討を進めております。

さらに、第三セクター設立準備委員会においても、道の駅のコンセプトやビジョンを踏まえ、外部からの新たな視点を加えた特産品の開発を目指し、現在、協議を行っているところです。

なお、具体的な商品開発や商品構成などについては、他道の駅の事例を見ても、早くても運営体制が決定する2年前あたりが一般的となっておりますが、本市においては、早期の段階から取組を開始しているところでございます。

続いて、32番から34番でございます。こちらにつきましては、地元の高校生、特に水戸農業高等学校との連携についてのご意見でございます。

道の駅においては、産官学連携が1つのテーマとなっており、建設準備委員会には水戸農業高校の先生に参画いただき、現在、協議を進めているところです。地域の学生との連携は、新たな視点を取り入れた商品開発や地域の魅力発信につながる可能性があり、有意義な取組であると捉えておりますので、引き続き具体的な進め方について検討してまいりたいと思います。

また、物産販売所において、就労支援事業所を含め、市内事業所の商品、製品等を販売、PRできるスペースの設置を検討しております。

続いて、11ページをご覧ください。

50番から54番は、規格外の農作物の販売、県央、県北のいいとこ取りなどの提案事項になっております。

現在、市内農業者や農業団体等で構成する出荷者組合設立準備委員会を設置し、安定的な供給体制や販売戦略、広報プロモーション等について協議を進めているところです。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

続いて、56番から58番でございます。道の駅を整備せずに、市内の農産物をPRできるのではないかとというご意見でございます。

いい那珂マルシェや水戸駅構内での販売など、現在も市と農業者が連携を図り、市内農産物のPRを行っているところでございますが、道の駅は地域の農産物を市内外に広くPRするとともに、6次産業化の推進や販路拡大など、農業振興や地域活性化を図る上での重要な拠点施設であります。現在、市内農業者や農業団体等で構成する出荷者組合設立準備委員会を設置し、安定的な供給体制や販売戦略、広報プロモーション等について協議を進めているところであり、農業者の方々からは、道の駅へ期待する声をいただいているところです。

なお、直売所への出荷につきましては、できる限り市内の農業従事者の方々にご協力をいただきながら、農作物の充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、60番です。現有の直売所との連携、現有が存続可能にというご意見でございます。

出荷者組合設立準備委員会においては、とんがりはつとや芳野直売所、J A那珂直売所の役員にも委員として関わっていただいております、各直売所における長所や特徴、すみ分けについて検証を行っていくとともに、それぞれの直売所が市内農作物を一体的に盛り上げ、相乗効果を生む体制の構築に向け、引き続き協議を行ってまいりたいと思います。

続いて、62番から65番です。こちらのご意見は、農作物が足りるのか。農業基盤を確立することが先決である。将来的な後継者不足に対する対策はというご意見でございます。

こちらにつきましては、道の駅での売上げは、直売所部分が約半分以上を占める割合となっております。そのためにも、開業を見据えた農作物の安定的な供給体制や販売戦略、さらには農閑期や生産しにくい作物の対策について、令和5年度から出荷者組合設立準備委員会を設置し、検討を行っております。

また、大規模な生産者からは、市外の直売所へ出荷するために半日を要するとの声もあり、市内に販路があれば、その分生産に充てる時間が増加するといった意見もあるところで、農業後継者を確保するためには、収益性の向上や若者の安心を高める必要があります、その点に関しても、道の駅は寄与できる施設と捉えております。令和3年度に設立した那珂市農業担い手確保育成協議会M I R A Iにおいては、若い人材の確保や育成に取り組むとともに、新規農業者への支援を行っております。

続きまして、12ページをご覧ください。

続いて、子育て支援機能です。

74番、全天候型プレイゾーンは、子供に来場してほしいなら、ほかの方法を考えればよく、財政力がある他の自治体がやらないことを那珂市がやるべきではないというご意見でございます。

道の駅へ子供が遊べる遊具や屋内遊び場を整備してほしいといった市民意向調査の結果を踏まえ、子育て支援や利用者の交流の場として、夏の暑さ、雨天時でも子供たちが安心して楽しめる屋内型の全天候型プレイゾーンの整備を検討しているところでございます。

続いて、76番、道の駅が子育て支援の場になるのか、子育て支援とは何か定義を明確にしてほしいというご意見でございます。

道の駅に建設予定の全天候型プレイゾーン及び晴天プレイスペースでは、子供が遊ぶ、学べる施設の整備を目指しております。また、ソフト面では、地域農産物を活用した食育のイベントや、親同士の交流イベント等を開催することも可能となってくることから、引き続き子育て支援に寄与する取組について、さらなる検討を行ってまいります。

13ページをご覧ください。

続いて、施設レイアウトでございます。

84番から86番は、高速バスを利用する人がメインの建物に近い場所に駐車してしまう。駐車場を使いやすい形、南側の駐車場台数を減らし、北側に増大すべき。南側と北側の駐車場を行き来できるようにすべきというご意見でございます。

施設レイアウトにつきましては、藤森氏や設計事業者、各種準備委員会をはじめ、バス事業者や警察、道路管理者との協議を踏まえ、安全性や利便性、回遊性等を考慮した上で設計しているところでございます。

なお、ゾーニング上、山壁側から道の駅全体を来訪者に感じてほしいといった趣旨から、メインとなる駐車場は南側を想定しておりますが、子育て支援機能を考慮し、北棟に近い北側駐車場には、移動に配慮が必要な方にも利用しやすい屋根つきの思いやり駐車場を設置する設計となっております。実施設計に当たりいただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

89番から91番でございます。山をモチーフにした建築物は危険だ。駐車場と分離して、防犯上も影響を及ぼすといったご意見でございます。

施設レイアウトについては、藤森氏や設計事業者、各種準備委員会等の協議を踏まえ、安全性や利便性、回遊性を考慮した上で設計をしているところです。また、本市の道の駅は、分棟型で、各棟を回遊、回廊でつなぐレイアウトとなっており、来訪していただいた方へ没入感を味わってもらえるものとなっております。そのためにも、山をモチーフとした建築物は必要不可欠なものと考えております。防犯対策に関しましては、防犯カメラの設置等検討させていただきます。

92番から14ページの99番までは、南側の駐車場からトイレまでの距離がある。駐車場の構造、EV充電設備、駐輪場の増設といったご意見でございます。

既設施設レイアウトについては、藤森氏や設計事業者、各種準備委員会との協議を踏まえ、安全性や利便性、回遊性等を考慮した上で設計をしているところです。駐車場から建築物やトイレ等への誘導につきましては、利用者の安全性、利便性を第一に、歩行者通路の整備や案内標識等の設置を検討しております。実施設計に当たりいただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

15ページをご覧ください。

111番から113番までは、建設予定地は地盤が軟弱ではないか。排水が悪いのではないかとといったご意見でございます。

建設予定地については、令和5年度に実施した地質調査において、地盤の安定性を確認しております。

なお、雨水排水や安全対策については、設計事業者や警察、道路管理者等との協議を踏まえ、利便性や安全性等を考慮した上で設計を行っているところです。

また、建築物については、建築基準法に合致した構造となりますので、耐震性は確

保されます。

続いて、需要予測でございます。

118番、119番、売上高9.6億円の根拠。赤字経営に陥るのではないかといったご意見でございます。

令和4年度に策定した基本計画の65ページに令和3年度に実施した交通量調査における全面道路の交通量を記載しております。その道路断面及び車種別ごとの交通量に対して、東日本高速道路設計要領における立ち寄り率に国交省中部地方整備局道路設計要領設計編による補正を行い、道の駅への立ち寄り割合を算出しております。参考として、常陸大宮市の算出方法のほうを記載してございます。

16ページをご覧ください。

120番から127番までは、基本設計における需要予測の根拠を示してほしいといったご意見でございます。

基本設計における需要予測においては、前面道路の計画交通量を基に算出した基本計画時の想定利用者数に対して、営業時間の拡大や交通量平均増加率、藤森建築による効果分を試算し、利用者数を算出しており、消費者物価指数を踏まえた県内道の駅の平均単価を乗じて想定売上高を算出することに加え、商圈分析を用いて、その妥当性の検証を行っております。

17ページをご覧ください。

135番から137番までは、需要予測におけるメインターゲットの設定に関するご意見でございます。

需要予測における足元商圈は、車で20分以内に到達できるエリアを想定し、近隣市町村から含めた人口総数は約13万9,000人となっております。

また、道の駅のターゲットについては、地域密着型とゲートウェイ型の2つに大別され、本市の道の駅建設予定地は、対面交通量3万台を超える那珂インターチェンジに隣接していることから、ゲートウェイ型の道の駅として売上げ構成比を採用しており、その結果、足元商圈と観光商圈の売上げ構成を6対4と想定し、足元商圈のメインターゲットを平日利用の主婦層、サブターゲットを休日利用のファミリー層と設定しているところです。

この構成比に基づく足元商圈の売上金額は、全体の売上金額約9.6億円に対し、約5.76億円となり、想定客単価1,005円から算出される利用者数は、約57万3,000人となります。

さらに、一般的な平日と休日の来場比率は1対2とされていることから、平日の利用者数は1日当たり1,260人が見込まれます。この約1,260人の利用見込みは、足元商圈における5万5,714世帯当たり、1日平均約0.023回の利用に相当することから、十分に実現可能な目標値であると考えております。

続いて、138番、139番は、類似施設との競合に関するご意見でございます。

スーパーは全国規模の商品を取り扱い、品ぞろえも多様ですが、道の駅は地域限定の商品に特化しています。そのため、ふだんの買物はスーパー、特産品や新鮮な農作物は道の駅といったすみ分けが可能となってまいります。

道の駅は、地域振興や地域の魅力を広く発信することが可能であり、地域内外から来訪者を呼び込むことが期待できる施設であります。本市の道の駅においては、インターチェンジ近接の立地性や藤森氏の建築デザイン等を生かした観光需要を取り込む仕掛けに加え、既存の商業施設等との差別化やすみ分けを図り、市内農作物や特産品等を一体的に盛り上げ、相乗効果を生む体制の構築に向け、引き続き検討を行ってまいります。

続いて、18ページをご覧ください。

収支計画になります。

147番から157番は、収益予測の算出根拠、初期投資の回収、赤字経営への対応についてのご意見でございます。

道の駅の運営リスクは、指定管理を担う第三セクターが主に負担するものの、第三セクターの性質上、市も一定のリスクを共有する方法となっております。このような複合的なリスク管理を強化するため、令和5年度より第三セクター設立準備委員会を設置し、設立準備段階から民間企業の参画を得るなど、他の道の駅にはない取組を進めております。

また、企業等の経営コンサルを得意とし、中小企業診断士、総務省地域力創造アドバイザーとして全国の道の駅の運営状況に精通している船井総合研究所に業務委託し、事業運営における各部門の業態設計、商品構成、サービス提供に関する収支シミュレーションを精緻に行っております。

収支計画では、道の駅経営における主要な12項目について、道の駅を構成する部門ごとに精査したものとなっております。同項目は大きくは固定費、変動費に大別されることから、固定費については、売上げ規模から試算される固定規格を、変動費については、各業態において一般的に対応する変動比率を設定しております。

なお、各金額及び構成比については、業態別に公開されているモデル収支に加え、船井総研の独自ノウハウを加えた試算をしております。これらの検討プロセスにより、次年度以降はリスクの洗い出しと評価をさらに進め、第三セクターと市の間での具体的なリスク分担を明確にし、持続可能な運営体制の構築を図ってまいります。

なお、道の駅の初期投資の回収につきましては、道の駅が地域振興や産業活性化を促進する公共施設であるといった観点を鑑み、道の駅単体での収益または利益等により建設費を回収するという視点ではなく、道の駅整備による直接及び間接的な地域への経済波及効果などに寄与するものであると捉えております。

19ページをご覧ください。

164番は、基本設計や物販施設の運営収支見込み等の経営診断を得意としている経営コ

ンサルタントに収支予測を含めて早急に診断評価を依頼し、そのアドバイス結果を公表してほしいというご意見でございます。

基本設計における需要予測においては、前面道路の計画交通量を基に算出した基本計画時の想定利用者数に対して、営業時間の拡大や交通量平均増加率、藤森建築による効果分を計算し、利用者を試算しており、消費者物価指数を踏まえた県内の道の駅の平均単価を乗じ、想定売上高を算出することに加え、商圈分析を用い、その妥当性の検証を行っております。

また、収支計画においても、企業等の経営コンサルを得意とし、中小企業診断士、総務省地域力創造アドバイザーとして全国の道の駅の運営状況に精通している船井総研研究所に協力をいただきながら、道の駅の導入機能やコンテンツを具体的に設定し、それぞれの面積や営業時間、客単価や利用者数などを想定した上で、他道の駅の実績等を踏まえ、収支シミュレーションを行っております。

施設レイアウトについては、藤森氏や設計事業者、各種準備委員会等との協議を踏まえ、安全性や利便性、回遊性等を考慮した上で設計をしているところでありますので、実施設計に当たりいただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

20ページをご覧ください。

続いて、概算事業費になります。

175番、176番、こちらは道の駅の収益部分の建設費等は、合併特例債の採択要件に合致しないのではないかとというご意見でございます。

概算事業費については、基本設計を踏まえ、資材費や労務費等に係る変動率を考慮するなど、建設デフレーターを用いた算出を行っているとともに、補助金や交付金等をはじめ、合併特例債などの有利な条件の地方債の活用により公債費の平準化を図り、市の財政負担を軽減できるよう努めてまいります。

引き続き社会経済環境の変化を見据えた経営戦略やリスク管理などについて、第三セクター準備委員会等と共に検討してまいりたいと思います。

なお、合併特例債については、充当率が低減することではなく、県内道の駅においても、各施設の建設等に多く活用されている状況であります。

続いて、全体を通しての意見になります。

177番から179番は、防災機能についてのご意見でございます。

道の駅の整備に当たっては、施設及び道路利用者や近隣住民等の一時的な避難場所としての位置づけに加え、那珂インターチェンジ近接の立地性や広大な敷地スペースの確保により茨城県の地域防災計画に位置づけ、支援救援物資の集配や自衛隊、消防等の中継基地など、公益的な防災拠点としての役割も想定しております。

なお、基本的な防災機能としましては、無停電化、通信設備、防災倉庫、防災トイレ、貯水設備などの整備を検討しております。

続いて、21ページをご覧ください。

188番から195番までは、道の駅の在り方についてのご意見でございます。

道の駅は、それ自体が観光の拠点であり、知名度の向上や集客に寄与するものであると考えております。一方で、持続可能な運営を継続していくためには、他道の駅との差別化が重要視されることから、本市の道の駅においては、インターチェンジ近接の立地性や藤森氏の建築デザイン等を生かした観光需要を取り込む仕掛けづくりに加え、ハード面とのバランスが取れた商品開発やコンテンツ、サービスの提供、さらには地域の若者や子育て世代にも愛され、利用者自らがインターネットやSNS等を通してその魅力を各方面へ発信してもらえるような施設整備を目指し、引き続き検討してまいりたいと思います。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

続いて、22ページをご覧ください。

197番から199番は、自動車利用者以外の道の駅までの移動手段についてのご意見でございます。

ご指摘のとおり、学生や高齢者、車を持たない方々が道の駅を利用するに当たっては、コミュニティバスの整備や水郡線との連携、タクシーの活用など、地域公共交通の検討が必要であると認識しております。いただいたご意見を参考に、担当部署や交通事業者等と引き続き検討を行ってまいりたいと思います。

また、道の駅の前面道路である菅谷飯田線については、現在、4車線化を伴う道路整備を実施しているところです。道路形状としては、車道脇2メートルの自転車専用レーンと3.5メートルの歩道整備を計画しており、車道と歩道、自動車レーンが明確に分かれた形状となっております。

続いて、204番から206番までは、高速道路の一時退出機能の導入についてのご意見でございます。

E T C 2.0を活用した道の駅の利用促進は、有効な施策であると考えております。近接するインターチェンジとの連携についても、広域的な観光促進や回遊性の向上に寄与する可能性があるため、関係機関と連携しながら具体的な活用策を検討してまいります。

続いて、24ページをご覧ください。

245番から248番までは、道の駅整備よりも優先すべき施策があるのではないかといただいたご意見でございます。

那珂インターチェンジ周辺地域における道の駅の整備については、国道118号の4車線化や県植物園のリニューアルなどを好機と捉え、本市の産業振興や人口活性化につなげる拠点の創出に向け、現在、事業を推進しているところです。

道の駅の整備を契機とし、那珂インターチェンジ周辺、さらには市内の産業を活性化させ、企業に那珂市へ目を向けてもらい、新たな産業を育て、雇用を生み、経済を回す。そして、そこから得られた財源を福祉や教育などに還元していく、いわば次世代の子供

たちや未来の那珂市に向けた投資であると捉えております。

道の駅整備における財源確保については、補助金や交付金など各省庁における支援制度に加え、有利な条件の地方債の活用により公債費の平準化を図り、市の財政負担を軽減できるように努めてまいります。

続きまして、251番、252番は、パブリックコメントの募集期間が短いというご意見でございます。

那珂市パブリックコメント手続に関する要綱では、意見等の提出期間は、公表の日から30日程度を目安とするとありますが、今回は「広報なか」による市民への周知期間及び基本設計の策定の都合上、3週間の公募期間としております。

続いて、25ページをご覧ください。

253番から256番までは、市民投票の実施についてのご意見でございます。

市民投票の実施については、日本の自治制度が間接民主主義制度を基本としていることや、令和2年度より市民の代表である市議会議員の皆様と5年にわたり協議をしてきたことも踏まえ、これからも市議会と協議を進めていきたいと考えております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

続いて、26ページをご覧ください。

最後になりますけれども、267番から270番までは、市民説明会のさらなる実施についてのご意見でございます。

市民説明会やパブリックコメントにおいて、市民の方々から様々なご意見をいただいております。今後も事業内容についてホームページや市報等で周知を図っていくとともに、商工観光課、インターチェンジ周辺開発推進室においてご意見をお伺いいたします。

以上、市民説明会及びパブリックコメントの概要となります。

また、今回の基本設計案に対する意見を募集した結果に関し、基本設計の修正はなく、実施設計へ反映できるものについては検討してまいります。

それでは、2ページへお戻りください。

今後のスケジュールになります。

本日ご報告いたしました市民説明会及びパブリックコメントの結果については、速やかに公表いたします。また、基本設計の公表につきましても、3月からとなっておりますが、パブリックコメントの結果同様に、速やかに公表してまいります。

続いて、5、令和7年度の予定になります。

本年度に策定した基本設計に基づき、事業用地の取得並びに実施設計の策定等を実施してまいります。

最後になりますけれども、基本設計における道の駅の模型が完成しております。模型につきましては、議会事務局のほうに置いてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

議長 執行部の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

大和田議員 説明会のところのお話なんです。事業費のところ、我々、個別に説明会直前にご説明は受けたんですけれども、その後説明会があって、実際、その事業費が変更になった点とか、この公の場で議論してないというところがあるので、できれば一度ご報告願いたいと思います。

商工観光課長 議員おっしゃるとおり、個別に回らせていただいて、オフィシャルの場でお話ししていなかったと思いますので、ここで改めてご説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、概算事業費につきましては、個別で回らせていただいたときと同様、29.3億円が概算の事業費となっております。その内訳としましては、建築工事が19.1億円、外構工事が6.4億円、造成工事が3.8億円となっております。

（「資料は出ない」と呼ぶ声あり）

商工観光課長 参考資料、64ページになります。

概算事業費については以上となります。

大和田議員 新しい地方経済の前のデジ田の交付金が10億円になったという話を聞いて、そして実質的な負担額が9.6億円ということなんですけれども、これで確定なのかというのと、もうちょっと圧縮できないかなとちょっと感じたところでもあって、ほかの道の駅なんか、1割ぐらい負担でできるところが、大子町、ほかに交付金制度があったり、県の整備部分が1,000万円だということで、多分県道に面しているところだけの交付金だということで、それがこれから変更とかというのがあるのかなというのは。

商工観光課長 これから実施設計に向けて、さらに、今回本当に概算事業費でございますので、実施設計の中で、本当に数量、建物数量であったりとか、そういったものを拾っていきながら、最終的に工事が発注できる設計ができるのかと思っております。

その中で、圧縮できるものというものですけれども、補助金等につきましては、本当にデジ田のほうが今まで拠点整備交付金として5億円だったものが、10億円まで倍に上がってということで、ほかの社総交県整備分というのは、なかなかもとの道路交通量に合わせての補助金分になりますので、なかなかそちらが上乗せされるかという、なかなか難しいのかなと思っております。

ですので、今、実質的な負担額9.6億円でございますけれども、ここを目指しながら、また実施設計の中でどのような事業費になってくるかは、そこはまだ分かりませんが、そこを目指しながら、これから補助金等を獲得していきたいと考えております。

以上でございます。

大和田議員 補助金ですが、先ほど大子町なんかは20億円もらえとか35億円の事業費で、3億円ぐらいで建てられるなんて聞いたものですから、ほかに交付金なんか措置がある

のかななんていう思いがあったので、これから建築費ますます増えてくるという中で、あらゆる補助金等を考えながら、何でも初めに計画したありきじゃなくて、できる限り市民の負担が少ないように努力していただけたらと思います。

議長 ほかがございますか。

笹島議員 今の続きですけれども、これ、負担が9億円。30億円の9億円ですね。これ、何年間返済するの。

商工観光課長 現段階のシミュレーション上は、15年での償還になっております。

笹島議員 そうすると、15年間は黒字でなきゃいけないわけですね。

あと、4車線化するでしょう。あれはどのくらいの予算見積もっているのかな。

（「担当部署が違う」と呼ぶ声あり）

笹島議員 あっ、違うのか。担当部署が違うから分らない。

議長 暫時休憩いたします。

休憩（午後1時42分）

再開（午後1時43分）

議長 再開いたします。

副議長 4の今後のスケジュールの部分になるかと思います。

最初に前置きしておきます。決して商工観光課を否定するものではないんですが、これだけ大きなビッグプロジェクト、那珂市誕生以来初であると思われます。ほかの仕事の傍らというか、商工観光課が担うのではなく、それなりの担当チーム、担当課、担当部署が必要になるかと思われますが、今後の予定に組み入れていただくことは可能かどうか伺います。

市長 ありがとうございます。

一担当課を越えますんで、私のほうからちょっと説明をさせていただきます。

既に皆様のお手元に来年度の予算書をもうお配りさせていただきました。道の駅に関しては、4億円を超える予算を計上させていただいております。慎重なご審議をいただきますけれども、願わくば、これだけの大きな予算を動かしていきますので、独立した部署を設置していきたいなというふうに考えております。これは改めて皆さんに相談させていただきます。

副議長 ぜひとも独立した部署で担っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

笹島議員 独立部署って何。どういうのをつくるの。商工観光課単体じゃなく、独立した部署。具体的にちょっと説明してください。

市長 まだお示しできる状態ではございませんけれども、大きな予算を扱うということになれば、商工観光課から独立させて、正式なある程度きちとした事業課を別につくりたいということで考えております。皆様にご報告を申し上げておきます。

笹島議員 あれ、市長、そうすると予算とかはどういうふうにするわけ、それは。独立した部

署っていうと、今度は予算もみんな分かれているんじゃないですか。

議長 よろしいですか。

笹島議員 了解。

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の皆様はお疲れさまでした。

休憩（午後１時４６分）

再開（午後１時４６分）

議長 再開いたします。

続きまして、総務生活常任委員会、小池委員長より報告をお願いします。

小池議員 総務生活常任委員会より報告をいたします。

調査事項について報告です。

当委員会では、公共施設等マネジメント計画についてを調査事項として、市の状況を執行部に確認し、市内公共施設数か所の見学、常総市への視察を行いました。

常総市は、那珂市よりも公共施設の管理計画が進んでいるため、公民連携の取組として、トライアングル・サウンディングや民間提案制度、公共施設の包括施設管理業務委託など、様々な面において参考になりました。

また、市全体で公共施設の問題に取り組んでおり、各部署でそれぞれの意識改革を行うことも重要だと感じたところです。

公共施設等マネジメント計画が本年度で第１期が終了し、来年度からは第２期目になると以前報告しましたが、執行部より期間の延長の手続を行う答弁をいただいております。今後、全員協議会で説明があると思います。

公共施設等マネジメント計画は、今後における財政負担の軽減、施設の最適化の上で、長期計画が市民に示され、住民の理解と協力が得られるよう、十二分に話し合って解決していかなければならない。そして、費用対効果を考え、慎重に行うべきと考えます。

公共施設の全体把握、長期視点で、第２期の計画がよりよい計画になるよう、また議員の皆様の意見等を伺いながら進めてまいります。

以上、報告といたします。

議長 委員長の報告が終わりました。この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。

続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。

次長補佐 それでは、第１回定例会に議会費としまして補正予算を提出させていただきますので、説明のほうをさせていただきます。

議員人件費のほうで３２４万４、０００円を減額するものです。理由としましては、議員改選によりまして、新任議員の６月支給の期末手当、こちらの基準日が３か月未満のため、

支給が100分の30であるため、減額するものとなります。

続きまして、次のページをお願いします。

令和7年度議会費予算についてになります。

3月定例会に議会費の予算についても提出しますので、ご説明のほうをさせていただきます。

議会費全体としまして2億178万1,000円の予算となっております。

事業としましては、議会で5つの事業がありまして、まず一番上の議員人件費、こちら、1億3,798万5,000円。こちらに関しては、市議会議員共済費の負担金の負担率が下がりましたので、減額となっております。

続いて、職員人件費4,563万4,000円。こちらは事務局職員の人件費になります。

続いて、議会運営費1,329万8,000円。こちら、議会の事務費、議会運営に関しまして諸経費となっております。今回、来年度は議長車の車検がないので、減額となっております。

続いて、議員研修事業355万7,000円。こちら、視察研修、議員勉強会等の研修の費用となっております。

続きまして、議会広報事業130万7,000円。こちらは議会だよりの印刷が主な事業となっております。発行部数の減及び小中学校向けの「ぎかいのおはなし」、こちら隔年発行となっておりますが、令和7年度は発行しませんので減額となっております。

次のページが債務負担行為になります。

議会の会議録作成業務及び議会だよりの印刷製本業務、こちらにつきましては、令和7年度に設定をいたしまして、令和8年度に事業がスムーズに行えるよう、令和7年中に契約を行うために設定のほうをしております。

説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。この件についてよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長 この件につきましては以上といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

閉会（午後1時52分）

令和7年5月22日

那珂市議会 議長 木野 広宣